

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400036		オリックス	36	産業廃棄物で業種指定により一般廃棄物となるものの業種指定の撤廃	業種指定により、取扱が産業廃棄物か一般廃棄物か区分されるもの(木屑・繊維屑等)について、指定業種以外から発生した廃棄物でも事業活動により生じた廃棄物は、産業廃棄物として処理することを可とすべきである。具体的には、現行法では一般廃棄物となる、リースされていた木製家具や、倉庫から排出される廃木製パレット等について、産業廃棄物として処理することを認めるべきである。	一般廃棄物は自治体に処理責任があり、自治体の計画・裁量の下で処理がなされるが、収集・運搬の方法、処理方法等が事業者ニーズに合致していないことがある。産業廃棄物の場合、基本的には民間の収集運搬・処理施設を利用するため、利用者(排出事業者)の利便性が高まり、合理的な処理が可能となる。また、ここで問題としているような木製家具・木パレット等は、行政の処分場で処理する場合には、焼却もしくは破砕理立となるが、民間の処理施設であれば、チップ化等再資源化技術を導入しているところが多く、リサイクル処理も促進できる。	リース終了物件を廃棄するにあたり、リース終了物件は「リース業」という事業活動の結果生じる廃棄物のため、産業廃棄物に該当すると考えられるが、木製家具等は一般廃棄物に該当するため、一般廃棄物処理委託基準に従って処理することが求められる。具体的には、一般廃棄物収集運搬業者による収集・運搬と行政が運営する一般廃棄物処理場(焼却施設)へ搬入することが求められるが、搬入に当たり容量制限等があり(例50cm角に切断のこと等)、実際に持ち込むことが困難である。(産業廃棄物の場合には、業者側で破砕等を行うため、排出者側で作業をする必要が生じることは殆どない。)実際に、事業に利用していた木製家具等の処理を行政が受けるかどうか(受けられるかどうか)は、各自治体の判断を仰がざるをえず、リース物件の様に全国各地に点在している物件の処理を適正に進めることは困難である。また、他の産業廃棄物となる機器等とあわせて移動することが多く、一般廃棄物に該当する分だけを分けて排出することが難しい。以上に鑑みると、業種指定をはずし事業活動から発生する廃棄物については、すべて産業廃棄物としての取扱も可とすべきである。	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(特例)施行規則(産業廃棄物処理法)において、産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち政令で定められたものをいい、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されているが、産業廃棄物で高目指定されているもののうち、紙屑・木屑・繊維屑等については業種指定があるため、指定業種以外から排出されるものについては「一般廃棄物」と定義されることとなる。(法第2条、令第2条参照)産業廃棄物の処理責任については、事業活動に伴って生じた廃棄物は事業者が自らの責任において処理することが求められる(法第3条)。産業廃棄物は自ら処理するか(法11条)、委託基準に従って許可業者等へ委託することが求められる(法12条3項)。一方、一般廃棄物の処理責任は市町村にあり(法6条の2)、市町村の自治事務とされている。実態には、各市町村の処理計画・施設計画のもと市町村が収集運搬方法を定め、処理施設を設置・運営している。本要望が今般問題となるのは、昨年の法改正により、「一般廃棄物処理委託基準」が新設されたためである。(法6条の2(4)項)リース終了後の木製家具等は、法改正以前から「一般廃棄物」に該当はしていたが、委託基準がなかったため罰則等がかかることはなかった。しかし、一般廃棄物処理委託基準の導入により、木製家具等を産業廃棄物とみなすことが委託基準違反となり、罰則がかかるようになったことから、厳密な運用が求められることになったため、法規制上の取扱と実態の乖離が浮上してきたものである。現状では、事業用の木製家具や木製パレットの取扱について、各市町村の対応・見解がまちまちであることも、効率的・全国的なリース物件処理システム構築を阻害している。	環境省・各自治体	
5040	50400037		オリックス	37	他県からの廃棄物持込に際して必要な事前協議の廃止・簡素化	自治体によって制定している他県からの産業廃棄物の持ち込みに際しての事前協議制度を廃止、もしくは手続きを簡素化していただきたい。簡素化とは、例えば、「県」単位ではなく、複数県をくくって「経済ブロック」単位での移動とする・県によって異なる事前届け出内容を統一化するなどである。持ち込み制限は、廃棄物処理法上で明記されたものではないが、東京・神奈川など少数を除く殆どの自治体(県)で、何らかの制限がなされている。多くは、行政裁量の範囲内でなされ、要領レベルで規定しているが、環境条例で定めている自治体もある。制限方法としては、廃棄物の種類や処理方法を指定して、一部のものにのみ、自治体への事前届出を求める内容が多い。持込量・搬入先・搬入先の処分方法・処理能力等を届け出、県の承諾が得られた場合のみ持込が許可されるもの。	リサイクルや高度な廃棄物処理の促進が図られる。	事前協議による持込制限の実施には、廃棄物は「迷惑なもの」「環境に悪いもの」であり他の生活圏から自分の生活圏へ持ち込まれることを阻止したいという意識や、他の地域から出た廃棄物を自らの生活圏で処理されることへの抵抗感が根底にある。実際、適正な廃棄物処理を装いながら不法投棄される廃棄物が流入したり、必要以上の移動による環境影響を考えると、事前協議制度にも意義は認められる。しかし、特別の技術のある処理場は全国各地・各県に満遍なく所在しているわけではなく、よりよい廃棄物処理を追求すると、ある程度廃棄物の広域移動は必要不可欠であるが、これを「県」という比較的狭い行政範囲で規定することは、経済活動の流れにそぐわないものである。特に、(リース物件のように)同一のものが全国に点在している場合で、効率的かつリサイクル等高度な処理を行う回収・処理システムを構築しようとする、同一県内の活動では収まらないことが多い。排出事業者責任をまっとうし、環境影響が低減されるような処理を希求して、このような回収・処理システムを構築することは、循環型社会形成の観点からも意義があることであり、本来は促進されるべきものである。また、県レベルで協議内容等も異なるため、全国共通のシステム構築の際に、確認作業・協議事務等も大変煩雑となってしまう。冒頭に述べた、「迷惑なもの」の流入に対しては、昨今「廃棄物税」の導入がすすまられており、経済的規制によるコントロールも可能であること、事前協議と廃棄物税で同一目的に対して二重の規制となることから、撤廃・軽減を検討すべきである。	事前協議は、廃棄物処理法上では特種の定めではなく、しては附則の5に定められる「都道府県廃棄物処理計画」の一環と考えられる。	環境省、各自治体(都道府県レベルおよび保健所設置都市)	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400038		オリックス	38	事業系一般廃棄物の収集運搬・処理にかかるとの規制の撤廃	事業活動から発生する廃棄物のうち、現在の分類では「一般廃棄物」と区分されるものについて、収集運搬・処理方法の選択にあたり排出事業者の裁量を拡大すべきである。	・廃棄物処理法の主旨どおり、排出事業者責任の徹底が図られる。 ・各企業の責任においてすすめられる、環境対応が促進される。 ・リサイクルや処理の高度化が進む。	<p>廃棄物の処理責任について、事業活動に伴って生じた廃棄物は事業者が自らの責任において処理することが求められ(法第3条)、産業廃棄物は自ら処理するか(法11条)、委託基準に従って許可業者等へ委託することが求められる(法12条3項)。一方、一般廃棄物の処理責任は市町村にあり(法6条の2)、市町村の自治事務とされ、各市町村の処理計画・施設計画のもと市町村が収集運搬方法を定め、処理施設の設置・運営を行っている。事業活動から発生するが一般廃棄物に該当する廃棄物について、大枠では「事業者自らの責任による処理」が求められるが、その実現手段は市町村に委ねられることになるが、市町村の提供する収集運搬・処理方法は、その時点で平均・標準的な方法であり、事業者がそれ以上のクオリティを追求したい場合、次のような阻害要因が発生する。</p> <p>1.事業活動から発生したといえども、一般廃棄物となるため、「一般廃棄物処理委託基準」を遵守しなければならない。2.一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であることから、その処理は多くの場合自治体へ委託することになるが、回収頻度や処理方法(自治体の場合単独焼却処理が主流)、排出事業者のニーズに合致したものとはいかない。3.民間処理業者の場合、顧客のニーズに則した回収方法や処理方法の提供が可能であり、同様の性状の産業廃棄物については多くのリサイクル施設が存在している。しかし、一般廃棄物のみを対象としたのでは採算が合わない可能性がある。4.また、一般廃棄物処理業へ民間業者が参入するには市町村の許可を要するが、許可要件として「当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること」申請の内容が一般廃棄物処理計画(市町村が策定)に適合するものとの条件があることから、実際として市町村の裁量・裁量に委ねられる構造となっており、許可取得の透明性・参入自由が確保されていない。そこで、以下のうちいずれかの対策を講じていただきたい。案1&gt;事業系一般廃棄物については、「排出事業者責任」を大原則とした上で、産業廃棄物として排出し、処理することを可能とする。&lt;案2&gt;産業廃棄物処理施設において、同一性状の一般廃棄物処理を可能とすること。(産業廃棄物処理施設設置許可・業許可取得前は一般廃棄物処理施設設置・業許可を不要とするか、一般廃棄物処理を希望する場合には無条件で許可するが、いずれかの対応方法があると思われる)案2については、昨年の法改正において特定の廃棄物について特定の処理を行う場合には、施設設置許可が不要になる</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則廃棄物の処理責任について、事業活動に伴って生じた廃棄物は事業者が自らの責任において処理することが求められ(法第3条)、産業廃棄物は自ら処理するか(法11条)、委託基準に従って許可業者等へ委託することが求められる(法12条3項)。一方、一般廃棄物の処理責任は市町村にあり(法6条の2)、市町村の自治事務とされている。実際には、各市町村の処理計画・施設計画のもと市町村が収集運搬方法を定め、処理施設を設置・運営している。事業者が一般廃棄物処理を委託する場合には「一般廃棄物処理委託基準」によることが求められる。(法6条の26項)</p>	環境省	
5040	50400039		オリックス	39	「社債等の振替に関する法律」一部改正要望	<p>社振法における「短期社債」の要件見直し 社振法第66条1項において「契約により社債の総額が引受けられるものであること」が短期社債の要件のひとつとして挙げられている。</p> <p>【要望内容】 上記要件の削除および短期社債における「社債申込証」の取得不要措置</p>	ダイレクトCPの公募発行の普及および発行手続の簡素化	<p>社債発行の際、商法により社債申込証の作成が必要とされているが、商法302条において「契約により社債の総額が引受けられること」が規定されている。短期社債の機動的な発行を担保するため(申込証の作成を不要とするため)、立法の過程で「商法における総額引受」を短期社債の要件としたものと考えらるが、実務において円滑な発行を妨げる要因となり得るため当該要件の削除を希望するものである。</p> <p>短期社債の「募集」という証取法上の扱いと「総額引受」要件の整合性 発行登録制度において、証取法第23条の8第2項は、「短期社債の募集」の場合には、一定の条件を満たせば通常必要とされる「追補書類」の提出が不要とされている。一方社振法において短期社債は「総額引受」が要件とされているが、この「総額引受」は一般的には「公募」と対立する概念と考えられる。それによる弊害は、ダイレクトCPを発行体自らが募集(公募)を行なうとすると起こり得る。</p> <p>社振法及び証取法の関連法令が予定している「短期社債の募集」の発行形態は、発行体が「引受人であるディーラー・投資者毎に短期社債の発行条件を交渉することとし、両者が合意する都度投資者による短期社債の引受けがあり、かつ発行体による短期社債の発行があるという形態と考えられているため、発行実務においても、ディーラー・投資者毎に別個の総額引受契約を取り交わす煩雑さが発生している。とりわけダイレクトCPの公募発行においては、一般債の公募における引受人(アンダーライター)が存在しないため、「発行総額」を確定させたうえで投資者の募集を行うことは事実上不可能である(ディーラーが一旦総額を引受ける公募発行においてはこの問題は生じない)。一方、「総額」が確定しないことによる弊害は、予定していた調達額に募集金額が満たないケースが想定されるが、それは発行体のリスクであり、発行体がそのリスクを承知で募集を行うのであれば特段問題はないものと思われる。一律の条件で投資者への勧誘を行わず、個別投資者毎に条件を設定して発行(引受)を行うという行為は非効率的であり、公募発行の利点を生かせない。この点は大きな弊害であり早急に改善が必要な点と考える。(続き。→(※))</p>	<p>社債等の振替に関する法律、商法、証券取引法</p>	金融庁	→(※)発行したCPが「総額引受」でないという理由で社振法上の「短期社債」と見なされなくなると、普通社債同様社債原簿の作成や社債管理会社の設置が必要となり、実務上発行は不可能となる。短期社債の発行の機動性を担保(短期社債の適格要件を充足)するため、社振法において短期社債適用要件(短期社債の総額引受要件の削除及び「社債申込証」の取得不要措置)の見直しを要望するものである。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400040		オリックス	40	短期社債及び短期外債の譲渡及び償還に係る支払調書制度の適用廃止	短期社債及び短期外債の譲渡及び償還に係る支払調書制度の適用廃止	市場拡大阻害要因の排除、事務負担の軽減	平成16年度税制改正大綱において、平成18年4月1日以後に発行される短期社債(電子CP)及び短期外債について、「短期社債及び短期外債の譲渡及び償還に係る支払調書制度の導入」する旨の決定がなされた。手形CPには適用されていない支払調書制度を、短期社債について適用するというものである。商法上の「社債」と位置付けられたための措置と思われるが、概ね3ヶ月未満の短期の発行・償還を繰り返す電子CPにおいて支払調書制度を導入することは実務上極めて困難であると考えられる(電子CPの普及につれ、発行形態もより短期化することが予想される)。商品性において手形CPと同様の電子CPに支払調書制度を導入することは、市場参加者の混乱を招き、市場拡大の大きな阻害要因になるものと考えられる。よって適用廃止を要望するものである。	平成16年度税制改正大綱	財務省	
5041	50410001		(社)日本フランチャイズチェーン協会	1	確定申告書提出期限変更の要望	法人税、消費税の確定申告書の提出期限を3ヶ月にすることを要望する。		・法人税の確定申告書提出期限は現在2ヶ月であり、税務署長の承認により1ヶ月延長が認められているものが、消費税の確定申告については特例がなく、概ね各企業に於いて株主総会開催時期で、事務手続が錯綜するため、法人税、消費税共に確定申告書の提出期限を3ヶ月にすることを要望する。	・法人税法等	・国税庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5041	50410002		(社)日本フランチャイズチェーン協会	2	・税務証憑の電子データによる保存の承認	・税務証憑の電子データによる保存を可とし、原紙証憑の保存の規制を緩和する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子帳簿保存法により、電子データにより加工処理された帳簿等の電子保存は認められている。しかし、領収書等電子データでない税務証憑の電子データ保存は認められていない。</li> <li>・スキャナー取り込みにより電子化としての保存(原紙証憑の保存義務緩和)を推進してほしい。</li> <li>・原紙証憑の保管コストが多額となり、電子保存によりコスト削減が図られる。</li> </ul>	・法人税、所得税、消費税等 電子帳簿保存法	・財務省、国税庁	
5041	50410003		(社)日本フランチャイズチェーン協会	3	・酒税・たばこ税の手持ち品課税の申告・納付	・酒税・たばこ税の手持ち品課税の申告・オフについては、本社所在地の税務署への一括申告・納付とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類・たばこの手持在庫に係る課税の申告については、コンビニエンスストアの場合においても店舗所在地の所轄税務署に個々に申告する必要がある。このことは、多店舗展開しているコンビニエンスストアに企業に大変煩雑なものとなっている。</li> <li>上記問題点に対し具体的には、数百店分を本部で集計し、それを所轄税務署へ振り分け、申告することは大変な労力がかかる。</li> <li>多くのコンビニエンスストア企業では、コンピュータにより各店の在庫を本部で一括管理しており、1枚の申告書に記入すればすむような一括申告、納付が可能になるような措置が必要である。</li> </ul>	・酒税法、たばこ事業法	・財務省 ・国税庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5041	50410004		(社)日本フランチャイズチェーン協会	4	出店緩和への要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用地域、湾岸地区での出店緩和</li> <li>市街地調整区域において主要幹線道路から一定範囲内の出店規制緩和もしくは主要幹線道路沿線は市街地調整区域に指定しないなど線引きの見直し。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、工業専用地域及び港湾地域などへの小規模店舗出店が規制されている。コンビニエンスストアがここまで日常の生活に入り込んだ中で、この地域で出店できない生活者の利便性を阻害している。</li> <li>市街地調整区域におけるコンビニエンスストア出店は、緩和の方向にあるが、都道府県における規制はまちまちであり公平に欠ける。</li> <li>敷地面積、店舗面積に規制があり出店が認められておらず、規制地域が緩和されることで、住民、就業者への利便性向上が図られます。</li> <li>車社会の中で、一定の規模の駐車場を確保できないとお客様にとっては非常に使いづらい店となってしまう、市街地調整地域内では事実上出店が不可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法</li> <li>建築基準法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県および市町村都市計画課</li> <li>建築指導課</li> <li>土木事務所</li> </ul>	
5041	50410005		(社)日本フランチャイズチェーン協会	5	店舗開発申請の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発申請から店舗建設許可までの期間の短縮を図って欲しい。</li> <li>開発申請に関する提出書類を減らして欲しい。</li> <li>開発申請を要する土地面積の規制緩和(行政により異なるが1,500㎡未満の除外)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>開発申請は、通常事前打合せを行い、了解後、事前協議申請書を提出する。後に市町村長の意見が出され、それを添付し本申請をする。開発申請許可後、確認申請が受理され許可され、事前打合せから建築確認許可まで通常4〜5ヶ月かかる。事前協議、本申請での提出書類も多く、資源の無駄である。</li> <li>無駄な許可待ちの時間がなくなることで、早期営業開始が可能となり、その分売上、利益が得られる。また、早期開店が実現することによって、ビジネスチャンスを確実に捉えることが可能になり、経営者の出店意欲も高まり地域活性化に寄与できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省</li> </ul>	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5041	50410006		(社)日本フランチャイズチェーン協会	6	・第1種低層住居専用地区における建築制限の緩和	<p>・大店法の廃止に伴い、中小小売店の活性化策が必要となっています。小型点は大型店には出来ない店、住接近で消費者の利便性を図る事が重要な小型店の活性化策の一つと考える。</p> <p>・将来高齢化社会の到来が確実化している。現状の大型店や商業集積中心の活性化策では、一人暮らしの老人が買物に行くだけでも一苦労してしまう可能性がある。生活に最低限必要な商品が身近で買物が出来る環境を作ることが必要と考える。</p>		<p>・現状コンビニエンスストアの来店客の過半数が歩いて5分以内のところから来店されている。また学生や若い人が居住を決定する場合の重要な判断材料としてコンビニエンスストアが近くにあるかという項目が上っている。コンビニエンスストアが生活に密着した産業であるにも関わらず、住宅地に出店できないでいる。</p> <p>・第1種低層住居専用地区には50㎡までの店舗しか建てられない。</p> <p>・第2種低層住居専用地区同様、150㎡までの店舗の建築を認めて欲しい。</p>	・都市計画法	・国土交通省	
5041	50410007		(社)日本フランチャイズチェーン協会	7	・既設歩道車両出入口設置の規制の緩和	<p>・既設歩道に車両出入口を設置する場合には1敷地に関して1ヶ所、6mまでとなっている。この基準を緩和して欲しい。</p> <p>・コンビニエンスストア店舗駐車場への乗り入れ口(切り下げ)の幅については各自治体等によって、統一した基準がある。しかし、今のような自動車社会を考慮すると一律の運用ではなく、例えば、幹線道路で歩行者の数が少ない場合には、安全性を充分配慮した上での切り下げ幅を広げられるような処置をして欲しい。</p>		<p>・この規制は歩行者保護の為に設けられていると思われるが、現行の規制では道路から駐車場へのスムーズな進入を妨げ、かえって交通の安全の阻害をしている。</p> <p>・車の接近性の確保により、店舗周辺の交通事故を未然に防げる。</p> <p>・車客はスムーズに出入りでき、さらに使いやすく快適な買物ができる。</p> <p>・車客の利便性のアップにより、出店の可能な立地が増える。</p> <p>・「入れやすく、出やすい」店舗が増え、店頭での事故防止に大きく寄与する。</p>	・道路法24条	・国土交通省 ・都道府県	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5041	50410008		(社)日本フランチャイズチェーン協会	8	計画流通米販売登録制度の緩和	・食糧法第42条関係 計画流通米販売について、精米機を有しない業者の登録制度の廃止を要望する。袋詰めのみを扱う小売業者については、行政への届出を廃止し、自由な販売が行えるように規制を緩和してほしい。		・計画流通米を販売しようとする小売業者は、都道府県知事に申請して登録を受けなければならない。登録申請してから販売可能まで2ヶ月近くかかり、その間計画流通米を販売することができない。登録申請の際に、施設の使用権原を証明する必要があり、不動産の謄本を要求されることもある。申請手数料(9000円ほど)の他に1000円かかることになる。	・食糧法第42条	・食糧庁	
5041	50410009		(社)日本フランチャイズチェーン協会	9	ファーストフードカウンターの厨房としての取扱い撤廃	・ファーストフードカウンターの厨房としての取扱い撤廃。 ・全国統一基準の設定。		・ファーストフードカウンター内が、保健所の指導により、厨房扱いとなっている地域もあればそうでない地域もあり、全国統一した基準が存在していない。保健所によって厨房部分に腰高位の区画扉が必要になり又厨房の器材の指定等、地域より大きく仕様を変更する必要がある。 ・全国展開のフランチャイズ本部コストの削減と資源の有効活用。	・食品衛生法	・厚生労働省 ・各都道府県 ・保健所	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5041	50410010		(社)日本フランチャイズチェーン協会	10	・廃棄物処理について地方自治体によるごみの処理方式の標準化、統一化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村内処理の規制撤廃。適正処理を条件に、当該市町村許可業者以外でも回収可能とし、競争原理の導入。</li> <li>・地方自治体によるごみ処理方式の統一化(ごみ処理の全国的標準化)</li> <li>・広域処理体制の確立</li> <li>・一般廃棄物の有用資源リサイクルのための収集運搬及び処理施設許可への規制緩和を要望</li> </ul>		<p>一般廃棄物処理は各市町村に処理責任と自区内処理の原則という規制があり、また市町村の許可業者以外は回収できない。一般廃棄物の資源化に向けた取組み実施の場合、越境した効率的回収が出来ない。</p> <p>・また処理施設を建設する場合廃棄物処理業としての許可申請のため時間と労力がかかり、リサイクルが進みづらく、各自治体により、夫々処理方法が不統一であり、そのためコスト労力等の負担が過重になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法</li> <li>・廃棄物及び清掃に関する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・厚生労働省</li> <li>・各地方自治体</li> </ul>	
5041	50410011		(社)日本フランチャイズチェーン協会	11	・生ゴミのリサイクル、地区外(他の市町村)への移動要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミのリサイクル、地区外(他の市町村)への移動許可</li> </ul>		<p>・廃棄物処理法では、生ゴミ等の一般廃棄物は自区内(市町村)で処理をし、他の市町村へ運ぶことが認められていない。一方、食品リサイクル法では生ゴミのリサイクルの為ならば搬出地と搬入地双方の市町村の許可があれば認めるとされている。この判断について市町村ごとに見解が異なる為、生ゴミリサイクルが進んでいないケースがある。</p> <p>・食品リサイクル法に義務づけられた通り、2006年度までに生ゴミ掃排出量の20%を削減又はリサイクルする為に規制緩和が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法</li> <li>・食品リサイクル法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省、各行政</li> </ul>	



「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5041	50410012		(社)日本フランチャイズチェーン協会	12	・浄化槽設置容量基準の見直し(人槽算定基準の統一化)について	・浄化槽設置容量基準、全国統一基準の設定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の用途別による浄化槽の処理対象人員算定基準でコンビニエンスストアは従来、店舗、マーケットとして算定されていたが、「おでん、揚げ物等、一般的に汚濁負荷の高いファーストフードを提供する場合は百貨店を適用するなどの配慮が必要である」ということで、人槽の拡大は家主負担、加盟店投資増を招く。現状、コンビニエンスストアの算定基準が各自治体によって見解がまちまちであり不統一。</li> <li>・人槽設定基準が曖昧であり、コンビニエンスストアと百貨店を同一視するのは規模的に考えても無理がある。また、ファーストフードの販売も、おでんしか販売しないチェーンもあれば揚げ物やシェークその他も販売するチェーンもあるので、単純に百貨店の基準を適用するのではなく、実情に即した算定基準を設定してほしい。</li> </ul>	・浄化槽の設計・施工上の運用指針2002年版(国土交通省)	・国土交通省	
5041	50410013		(社)日本フランチャイズチェーン協会	13	・一般用医薬品の規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般用医薬品全商品を一般小売業での取扱い解禁。</li> <li>・現薬事法の改正。商品区分(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具)及び医薬品販売業許可(一般販売業、薬種商販売業、配置販売業、特例販売業)の全面的見直し。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年12月18日厚生労働省の「医薬品のうち安全上特に問題のないものの選定に関する検討会」の報告は同年6月28日閣議決定の趣旨と大きく乖離し、且生活者が緊急時に必要として居る一般用医薬品が専門家の所見によって除外されている。</li> <li>・調査研究機関等による各消費者調査や世論に依ると一般生活者が緊急時に最も必要として居る解熱鎮痛薬、総合感冒薬(内服用)、複合胃腸薬等が除外された。</li> <li>・薬剤師非配置の配置販売業及び特例販売業において概ね取扱って居り納得できる説明がない。</li> <li>・今回選定された品目は医薬品としてではなく医薬部外品であり、その理由の説明がない。一般消費者に対してはその効能について精神的影響を与える。</li> </ul>	・薬事法	・厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5041	50410014		(社)日本フランチャイズチェーン協会	14	・酒類媒介業の免許の付与の緩和	・酒類媒介業免許付与条件の緩和。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類販売業免許中、酒類媒介業の付与については酒類卸業の既得権との関連もあり、付与されることが難しい。</li> <li>・コンビニエンスストア事業本部はその店舗(加盟店、直営店)に対し取扱商品の定時、定ルートによる一括配送を行って居り流通合理化のため、酒類媒介業免許の付与が必要である。因みに酒類小売業者の一部は共同購入機関をもって居り、それに対し全酒類卸売免許が付与されて居る。</li> </ul>	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達。	国税庁	
5041	50410015		(社)日本フランチャイズチェーン協会	15	・煙草小売免許の許可条件の緩和	・コンビニエンスストアに対し煙草小売免許の許可条件を緩和していただきたい。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許品の規制緩和が進行し、酒類販売小売免許については平成15年9月1日より免許の需給条件(距離基準、人口基準)が完全に撤廃され、人的条件のみとなり実質的に緩和された。</li> <li>・同じ免許品の煙草については距離基準、取扱予定高等従来の規制が緩和されず既存店や自販機業界の擁護となり新規取扱が困難となつて居る。</li> <li>・コンビニエンスストアに対し未成年者喫煙防止のため業界挙げて取り組んで居り、又対面販売を主体として居り、青少年健全育成、社会の健全化のため、併せて地域住民の利便性の向上に寄与する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙草事業法</li> <li>・煙草事業法施工条例</li> <li>同規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務省</li> <li>・各財務局</li> </ul>	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5041	50410016		(社)日本フランチャイズチェーン協会	16	「スポーツ振興くじ」の販売条件緩和について	<p>・コンビニエンスストアにおける「スポーツ振興くじ」の販売条件緩和</p> <p>スポーツ振興投票関係法令・スポーツ振興投票の実施等に関する法律 第三章スポーツ振興投票の実施 第十八条(業務の委託等)</p> <p>上記法令に基づき、売りさばき等の専門業務の受託会社「日本スポーツ振興くじ株式会社」が書面で提示している、コンビニエンスストアでの販売店契約条件の緩和を要望する。</p>		<p>・スポーツ振興くじのコンビニエンスストアにおける販売可能対象が狭い。今回コンビニエンスストアに対して提示された販売対象者は「特別会員」「デビット会員」に限定されており、それ以外では各コンビニエンスストア既成のハウスカード会員となる。販売対象範囲は、昨年度購入実績全体の約8%程度となり、購入方法の90%以上をしめている現金購入者が殆ど対象外となっている。</p> <p>※2002年11月末現在特別会員1.8万人デビット会員4万人(スポーツ振興(株)資料)</p> <p>・スポーツ振興くじに関するユーザーの意識調査(日本体育・学校健康センターH15.3実施) 不満項目の1位:コンビニエンスストアで購入できない(43.5%)</p> <p>購入希望の場所の1位:コンビニエンスストア(78.9%)</p> <p>・ユーザーの期待はコンビニエンスストアで手軽に購入できることにあり、会員限定や決済方法を指定する事は振興くじ自体の市場拡大には繋がらないと考えられる。</p>	<p>・スポーツ振興投票関係法令、スポーツ振興投票の実施等に関する法律</p> <p>※スポーツ振興くじにおける業務受託会社「日本スポーツ振興くじ株式会社」がコンビニエンスストアでの販売店契約条件を明記した書面</p>	<p>・文部科学省 実施団体:日本体育・学校健康センター受託会社:日本スポーツ振興くじ株式会社</p>	
5041	50410017		(社)日本フランチャイズチェーン協会	17	総付け景品取引価格の緩和について	<p>景品表示法第3条(景品類の制限及び禁止)</p> <p>・総付け景品</p> <p>・一般懸賞</p> <p>景品類の最高額の緩和。</p>		<p>・総付け景品:取引価格の1/10(1000円までの場合は100円)</p> <p>・一般懸賞:取引価格の20倍(総額は売上予定総額の2%)</p> <p>・お客様の景品に対する期待感が向上している。</p> <p>・景品製作にかかる費用が上昇している。</p> <p>※この規制は景品価格の過当競争を避け、また中小企業を保護する為の規制と理解するが、買い手市場の現在では規制内の金額では顧客に行動変化を至らしめません。結果、各社とも販促策が減少し、消費の衰退につながっている。</p>	<p>・景品表示法第3条(景品類の制限及び禁止)</p> <p>総付け商品、一般懸賞</p>	<p>・公正取引委員会</p>	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5042	50420001		ソニー(株)	1	家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和	家電リサイクル法で規制されている製品群などについては、その製品の性状や排出の特性等を考慮した上で、保管数量に係る当該規制を緩和する方向で、検討いただきたい。	家電リサイクルプラントへの過剰な投資が抑制できるもの考える。	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)施行令第六条第1項第二号ロ(3)で、廃棄物の保管数量について、当該廃棄物処理施設の処理能力の14日分を超えることができないとされている。一方、廃棄物処理法施行規則第七条の六で、廃棄物の保管期間については、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする、との弾力的な規定を設けている。現在、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)で回収され保管された廃棄物(使用済み家電)も廃棄物処理法上の一般的な保管規制を受けている。</p> <p>家電リサイクルプラントでの処理は出来る限り処理台数(または投入台数)を平準化した状態で作業をすることが望ましいのであるが、家電の排出は季節変動が大きく(たとえば夏場は使用済みエアコンの量が急増するなど)、処理台数の平準化を保ちつつ保管規制を満足する為には、繁忙期の処理能力をあらかじめ用意しなければならないことになり、過剰な設備投資を強いることになり問題である。</p>	廃棄物処理法施行令第六条第1項第二号ロ、施行規則第七条の六	環境省廃棄物・リサイクル対策部	
5042	50420002		ソニー(株)	2	プロバイダ責任制限法における開示要件の裁判所等による判断制度の創設	開示関係役務提供者に開示請求を行う場合、開示請求者は予めプロバイダ責任制限法第4条第1項第1号乃至第2号に定める要件を満たしているかどうかの判断を裁判所等(裁判所、それに準ずる第三者機関、または既存機関を第三者機関として指定)に請求し、裁判所等で判断・決定が下され法的に担保された(または強制された)開示命令をもって開示請求者が開示関係役務提供者に対し開示請求を行うよう、法整備の検討をされたい。	第一次的判断を裁判所等が行うことで、開示要件の判断の公正性・透明性が担保されると同時に、各々の負担も軽減され、権利侵害に関する速やかな救済に資するものと考ええる。	<p>プロバイダ責任制限法第4条第4項において、開示関係役務提供者が同条第1項の開示請求に応じないことにより生じた損害については、自己が発信者である場合を除いて、原則として損害賠償責任を負わない旨の免責規定が設けられている。一方、開示関係役務提供者が開示請求に応じた場合で、その後、当該判断が誤っていたことが明らかになった場合、開示関係役務提供者は発信者に対し、損害賠償責任を負う可能性がある(免責規定なし)。現行法は、発信者情報開示に係る権利侵害の有無についての判断を、開示関係役務提供者である一事業者に課している。</p> <p>現状は開示請求を受ける都度、開示関係役務提供者は自らの判断で、開示請求者の権利が侵害されていることが明らかなのか、開示すべき正当な理由があるのか否かについて判断せざるを得ない。そのため免責規定を設けている法の要請から、その判断は保守的となり発信者情報を開示しないことから、結果として多くの場合、開示請求訴訟が提起されることになる。開示請求者においては訴訟を提起せざるを得ず、一方、開示関係役務提供者は常に応訴の負担を強いられる。プロバイダ責任制限法の立法趣旨の一つである、速やかな権利侵害の救済の観点からも問題である。</p>	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)第4条	総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5042	50420003		ソニー(株)	3	輸入貨物が関税率ゼロの場合、現実支払い価格を課税標準とする	<p>輸入貨物の申告価格は、WTO関税評価に関する協定に基づき、本邦では、関税率法第4条の定めにより現実支払い価格(インボイス価格)に加算要素を加えたものとされている。しかし今後は、関税率ゼロの場合は、現実支払い価格の申告で可能とするよう、WTOの場において関税評価協定の見直しが行なわれるよう要望する。</p> <p>なお、これは関税の支払いに結びつかない官民双方の作業の軽減要望であり、減税要望ではない。</p>	<p>・輸入者の実務負担がはるかに軽減する。</p> <p>・結果として、本来必要な関税評価を行うべき貨物の管理がより向上する。</p>	<p>関税率法第4条(課税価格の決定の原則)において、輸入貨物の申告価格は現実支払い価格(インボイス価格)の他に別払いなどの加算要素がある場合は加算して申告することが求められている。しかし、関税がゼロの貨物の場合は実質的には加算要素を申告する意義がないにも関わらず、加算要素のある場合はのように申告を行わなければならない輸入者に大きな負担となっている。</p> <p>加算要素を把握するためには「日本からの部品輸出」「海外送金」「海外出張」等のオペレーション毎に「輸入貨物への影響の有無」を把握する必要がある。輸入国における関税支払い額への影響がないにも関わらず、社内業務への負担が大きい。</p> <p>WTOやITA交渉の進展により、電機・電子機器の分野において関税が課せられる貨物は年々減少し、特に先進諸国においては、現状極わずかとなっている。しかし依然として、加算要素がある場合はその申告を行わなければならないことがGATT関税評価協定にて規定され、各国においてこれが運用されている。例えば本邦においては、平成6年、関税法基本通達7-10により、従来「特殊関係者」からの輸入時に評価申告書の提出が必要であったが、特殊関係が価格に影響を及ぼさない場合、加算申告が不要となっている。このように、状況の変化によって貿易の実務を阻害しないよう必要な運用を見直すことは極めて重要と考える。</p> <p>なお、昨年11月の別団体への回答では、「輸入申告における課税価格の算定について加算要素を省略することは、WTO関税評価協定上認められないものである。いずれにせよ、課税標準を減らすことで減税を要望するものであり、規制改正要望となっており、規制緩和にあたらぬとされたが、関税ゼロの場合、各国の官民双方で税収に結びつかない無駄な作業となっていることは共通していると思われるため、WTOの場で日本から提案することにも意義があると考えられる。また、今回の要望は関税ゼロの場合としていたため、減税を求めているものではない。</p>	WTO関税評価に関する協定 関税率法	財務省関税局	
5042	50420004		ソニー(株)	4	Sea NACCSとAir NACCSの統合	Sea NACCSとAir NACCSのシステム統合を含むシステム最適化計画策定の前倒し	メンテナンス等のコスト及び工数削減	Sea NACCSとAir NACCSは同じ税関のシステムにも係らず、それぞれの運用形態をとっており、海上と航空の通関にそれぞれのシステムを持っている。Sea NACCSとAir NACCSは海上と航空の通関にそれぞれのシステム構造を持っている。そのため、システム変更などにより企業側でインターフェースを取るときにそれぞれ別の対応が必要となり、膨大なコストがかかっている。工数も倍かかることになるため利用者の負担をできるだけ少なくする方向で統合を望む。(2000年にインターフェースを取った際には数千万円を投資)。昨年の回答では、上記統合の検討を含む、税関システムの刷新可能性調査の実施及び最適化計画の策定が平成17年度にならざるを得ないとのことであったが、近隣諸国との物流コスト低減競争はますます激化しており、一刻も早いシステム刷新計画の策定と実施が望まれる。	関税法第67条、第68条第1項、電子情報処理組織による税関手続きの特例に関する法律施行令第4条、航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(通達)、海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(通達)	財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5042	50420005		ソニー(株)	5	通関業の許可、営業所への通関士 5 必置規定の全国的見地からの見直し	「通関業を営もうとする者はその地を管轄する税関長の許可が必要」、また、通関士の設置場所について、「通関業務を行う営業所ごとの設置」という規定がある。これまで税関が行ってきた通関業務の簡素化、NACCSのWEB化などの実績を踏まえ、地域ごとに分断した状態ではなく、全国的オペレーションの観点から許可体制を見直して欲しい。昨年の回答では「税関長が承認した場合には、専任の通関士を置かないことができる」とあるが、これも「技術的に可能」であるならば、全国レベルで統一したオペレーション体制を望む業者には、地域レベルではなく、全国レベルの承認へと見直しを要望する。包括事前審査制度の利用者などから段階的に導入することも可能だと考える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとの業務の平準化による事務の効率化と人員配置の最適化。</li> <li>・コストの削減。</li> <li>・手続き事務の簡素化</li> </ul> ※いずれも社内での生産性向上による業務スピードのUP。	通関業の許可を受けた営業所が複数ある場合、物量が少ない営業所も含め全営業所に専任の通関士を置かなければならない。通関業務を行なう各営業所で通関士の行う通関業務量は一定ではない。税関で通関業務の簡素化を進め、Nacocsがweb化されたことで、通関士を一ヶ所に集めそこで全国の通関業務を行う事は十分可能であると考え。また、通関士が1ヶ所で通関業務を行う事で、業務の平準化及び従事人員の削減による、コスト削減も可能となる。また、通関士の異動届も都度代表取締役印を押印しての届出制となっており手間がかかるが、この法令の緩和により、異動届も緩和され、工数の削減が考えられる。貨物の立会い検査なども通関士である必要はないと思われる。昨年の回答では、「必要に応じて当該貨物に即した業務を行なう必要があるため」、「通関業務と当該貨物の蔵置場所を完全に切り離して考えることはできない」とされたが、必要に応じ出張するなど、貨物を確認できる体制を取っていけば切り離して考えることができると思われる。	①通関業法 第二章 第二節 業務(通関士の設置)第十三条 ②通関業法施行令(従業者等に関する届出)第九条	財務省 税関	
5042	50420006		ソニー(株)	6	通関体制の整備 24時間365日体制の実施 6 (臨時開庁手続き及び費用負担の撤廃)	24時間365日体制の実施(臨時開庁手続き及び費用負担の撤廃)企業にとって、商品の短寿命化などから在庫圧縮も含めたコスト削減の必要性が高まっている。そのためにはサプライチェーンマネジメントが重要となり、物流の効率化が不可欠となっている。現状手続きを経て、24時間の通関が可能となっているが、臨時開庁の申請手続きや費用負担が必要となり、リードタイムの点からもコスト増となってしまう。通関の原則24時間365日体制により、夜中に製品が完成しても当日輸出ができるような製造のスケジュールの検討や輸配送メニューの拡大を通じて、リードタイムの短縮や企業にとって最も効率的な生産、物流の整備が促進される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチェーンマネジメント(リードタイム短縮、在庫圧縮、コスト削減)に加え、設備稼働効率向上、生産性向上などを目的とした、より柔軟な生産、配送体制の構築</li> <li>・基本は物ができたらすぐに積み込み消費地に向けて運ぶことが効率的な輸送となる。税関の開庁時間の制限により流れが分断され、開庁時の混雑も起こっている。そのためトラックの待ち時間が増え、延長料金が発生している。24時間開庁より平準化したオペレーションが可能になると考えられる。</li> </ul>	港湾・空港の24時間体制の前提となる税関の稼働時間は原則、月曜日～金曜日8:30～17:00 となっている。上記時間外に輸出入通関を行う場合は、「臨時開庁」を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。未だ臨時開庁の特別料金が発生し、コスト増になっている。但し、臨時開庁代は半額(特区は格段に安くなっている)となり、以前よりは緩和されている。通関体制の整備により、日本国内に立地する工場競争力が強化される。最近では、いかにリードタイムを短縮し、在庫圧縮を行なうかが経営リスクの極小化に繋がる。また、東アジアの工場との生産品目による棲み分けがされ、日本の産業の生き残りの手段となっている。高付加価値商品や半導体、キーデバイスの生産と、組み立ての棲み分けなどの場合、物理的に距離が近いため、週、日単位ではなく、時間単位の調達、生産スケジュールが可能になってくる。「行政需要」については、「臨時」の段階では、こうした企業の生産、物流、販売体制などの抜本的な見直し、拠点の再配置などにつながりにくい。そのため、むしろ積極的に24時間化し日本の税関システムの競争力をアピールすることが必要だと考える。また、昨年の回答では行政需要の無い時間帯に職員を常駐させることは税金の無駄遣いになるとされたが、過去の莫大なシステム投資や毎年一定額かかるメンテナンス費用、設備などの投資を最大限に活用するためには、できるだけ長時間稼働させるほうが総合的に見て税金の有効活用につながるかと考える。	関税法第98条第100条第1項第4号	財務省 税関	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5042	50420007		ソニー(株)	7	重油タンクローリー車の道路使用許可	道路使用許可の申請をWeb(インターネット)を使用した申請が可能となるよう検討して頂きたい。 また、可能な限りにおいて、許可申請の提出周期を3~6ヶ月ごとの申請で済む様にして頂きたい。 例えば半期の給油スケジュールが確定している場合、これを前もって申請を行えば、都度の申請が不要となるといったことを検討して頂きたい。	道路使用許可申請に伴う工数削減:3時間(申請書類作成・申請書提出)×申請回数	公道を使用し重油給油につき30分間程度の駐車を行っているが、その都度所轄警察署へ赴き、所定の道路使用許可の申請が必要となる。毎月給油を行なう間の短時間の駐車であり、そのためだけに時間を費やし所轄警察署へ都度の道路使用許可申請を行なうことは経済活動を阻害することにつながる。	道路交通法七十七条	警視庁・警察庁交通係	
5042	50420008		ソニー(株)	8	事業所の室温等規制にかかる、規制の整合性確保	省エネルギー・省資源対策推進会議指針、労働安全衛生法事務所衛生基準規則第5条第3項の両規定の整合性を持たせる方向で(例えば指針と規則の数値統一化、または規則の基準緩和など)、規定の整理につき検討されたい。	省エネルギーの観点から規定が整理された場合、夏場では状況に応じて冷房の温度を高め設定できるため、省エネ対策に資するものと考え。	内閣に設置されている省エネルギー・省資源対策推進会議は毎年、同会議の決定事項(以下、指針)として「夏季の省エネルギー対策について」を出している(実施状況について経済産業省資源エネルギー庁が毎年、調査している)。そこでは住宅、ビル等におけるエネルギー管理につき、「冷房中の室温が28℃を下回らないよう適切に調整する等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと」としている(湿度は規定なし。冬季は20℃以下)。しかし一方、労働安全衛生法事務所衛生基準規則第5条第3項では「事業所は中央管理方式の空調調和設備を設けている場合は、室の気温が17度以上28度以下及び相対湿度が40パーセント以上70パーセント以下になるように努めなければならない」との規定を設けている。前者の指針と後者の規則との間に「運用上」の矛盾が生じており問題である。 室温等規制につき、指針については直接、国民の権利義務にかかわる規定ではないが、政府として広く国民に協力要請を行っており、また規則については罰則等を伴わない努力規定である。しかし企業としてコンプライアンスを推進する観点から、国からの指針や努力規定がおかれている以上、適切にそれらに従うよう、取り組んでいる次第である。したがって両規定の趣旨に副えば、夏場であれば両規定を満たす温度は28℃ということになるが、事務所エリアの空調は±2~3℃程度の制御が実情であり、28℃に保ち続けることは実質的に難しい。両規定に整合性を持たせる必要があると考え。	・エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法) ・「夏季の省エネルギー対策について」(省エネルギー・省資源対策推進会議指針。冬季も同様の趣旨の規定あり) ・労働安全衛生法事務所衛生基準規則第5条第3項	経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部、厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5043	50430001		日本製紙連合会	1	ハイサルファーC重油の関税の撤廃もしくは見直し	現行の重油関税率(平成17年度まで)で、ハイサルファーC重油の税額は3,202円/KLであるが、基本税率(390円/KL)へ軽減するか撤廃して欲しい。		我が国産業の国際競争力強化のために、是非ともハイサルファーC重油の関税を撤廃若しくは基本税率まで早急に引き下げて欲しい。	関税暫定措置法第2条第1項	経済産業省	
5043	50430002		日本製紙連合会	2	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	石油の備蓄の確保等に関する法律で輸入業者(ハイサルファーC重油輸入の需要家等)も70日分の備蓄を義務付けられているのを免除して欲しい。		現在、ハイサルファーC重油を輸入するためには、需用家が70日分の備蓄をしなければならない(輸入重油1日当たり使用量の70日分)。当業界の重油使用量は総エネルギーの1/3を占めているため、備蓄に係わるコストが国際競争力の低下を招いている。	石油の備蓄の確保等に関する法律第6条	経済産業省	



「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5043	50430003		日本製紙連合会	3	石油税の軽減	現行石油税率では2,040円/KLであるが、軽減して欲しい。		現行の石油税率では1KL当りの税額は2,040円で、ハイサルファーC重油の高関税率による税額の2,812円/KLと合わせると4,852円にもなる。	石油石炭税法第9条第1項	経済産業省	
5043	50430004		日本製紙連合会	4	放射線(密封線源)許可使用に係わる変更許可申請手続きの簡素化	密封線源の変更許可申請の手続きに関して、①申請書に添付する書類の数、②許可が下りるまでの期間の短縮等、簡略化を要望する。		①年2回、サーベイメーターを用いて放射線施設、管理区域境界、営業所境界における放射線の量の測定を行っているが、各場所の放射線量はバックグラウンド値とほぼ同じである。②外部被ばくの線量は、フィルムバッチを用いて1ヶ月周期で測定を行っている。結果は殆ど最小検出限界未満である。③過去の健康診断で放射線が原因で異常とみなされた人はいない。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第10条第2項、同法施行令第7条、同法施行規則第5条	文部科学省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5043	50430005		日本製紙連合会	5	新エネルギー測定設備の選択制導入	経済産業省令に沿う設備だけではなく、測定設備製造元の試験結果を使用させて欲しい。		「新エネルギー等発電設備認定」において、電力測定設備は経済産業省令で定める「新エネルギー等電気の供給量を的確に計測できる構造であること」とされており、既存の設備を利用する場合は省令に沿うべく処置せねばならず、その費用が数百万円、更に数ヶ月の日数を要する。新エネルギーについては、入熱(燃料)の発熱量、成分測定値のばらつきが大きいので、出熱(発電量)測定精度を上げても意味が無い。測定設備製造元の試験結果を使用させて欲しい。	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第1項、同法施行規則第12条第1項	経済産業省	
5043	50430006		日本製紙連合会	6	産業廃棄物処理装置設置に係わる許可の変更等	ボイラーの燃焼実績で過去に事故・違反の無い事業所に対して、新たに燃料として廃棄物を使用する場合等の許可を簡便にして欲しい。		ボイラーで新たに廃棄物を燃焼処理等する場合、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(環境アセスメント)の結果を申請書類に添付せねばならず、申請から許可が下りるまで最短でも2年を要す。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第3項及び同条の2の5第1項、同法施行規則第12条の9	環境省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5043	50430007		日本製紙連合会	7	産業廃棄物の分類上の定義について	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「焼却灰」は産業廃棄物ではなく一般廃棄物と同等の扱いをして欲しい。		廃棄物処分場において、事業活動に伴って生じた「焼却灰」は産業廃棄物の「燃え殻」とみなされ、一般廃棄物と比べて約2倍に当たる高額の処分料を請求される。「焼却灰」と「燃え殻」は明らかに違う廃棄物なので、区分をして欲しい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項及び同条第4項第1号	環境省	
5044	50440001		慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	1	銀行等による株式の取得等の制限の撤廃	いわゆる5%ルールの撤廃(無制限)。英米型ガバナンスやドイツ型ガバナンスを模倣するのではなく、日本企業に最適なコーポレートガバナンスを育成するため、機関投資家たる銀行の資本家機能(ガバナンス)の強化することにより、銀行のリスクマネーの供給機能を強化する。		資金余剰という日本経済の環境下で、米国に比較して資本の弱体化が懸念であり、それを直ぐに個人の資本出資に期待するには時間的問題がある。つまり組織再編成の際の譲渡対価に海外株式が包含される時期がまじかに迫ってきており、米ドル下落の可能性が高まっている現在、日本企業の株式の保有者の中心が米英国資本の比率が高まることが予想され、日本企業のガバナンス構造が海外資本家に支配される事が考えられる。一方米国内資本主義の問題は、IT産業など投資回収が容易な産業育成はともかくも、製造業への資本投下が減少する可能性もあり、産業政策上、製造業を活性化が可能な資金源泉が不可欠で、その仕組みを構築することは日本経済の詳細にとつて最大の課題である。その観点から、日本経済の強みを維持するためにも、M&Aによる買収を回避するためにも、日本企業の資本の安定化が求められる。事業支配力の集中等の問題があるにせよ、資金余剰の金融機関に資本増強の役割を期待したい。	銀行法第16条の3、独占禁止法第11条	金融庁、公正取引委員会	ガバナンス上の問題は、種類株の工夫で乗り切れるものと考えられる。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5044	50440002		慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	2	種類株の活用促進	現在デット・エクイティ・スワップによる優先株式の取得が認められている株式保有制限法適用除外の範囲拡大		金融機関による大規模なリスクマネーの供給を可能とするには、株主権の切り分けによって既存株主との利害調整やガバナンス構造の緊張感を担保する種類株式の活用が有効と考えられるため。		財務省、金融庁	要望1の補完としてセット提案
5044	50440003		慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	3	普通保険約款の免許申請添付書類からの削除	保険事業免許取申請にあたって普通保険約款の添付が求められているが、この規制を緩和。当然、消費者保護の観点から、適合性原則の制定、オンブズマン制度の創設、販売差止ルール、等の新たな規制の設定も併せて検討すべき。		国際的に金融商品が多様化している。わが国の保険商品においても保険会社の競争力向上と、幅広い金融サービスを提供する機能を強化する観点から要望する。保険商品も金融商品としての位置付けのなかで、更なるイノベーションを促進するには、英国、EU、米国の一部の州で実施されている商品自由化(ファイナル&ユース)に則した競争環境を国内保険事業社にも提供すべきである。新たな商品開発競争によって、国民が保険事業からうべき便益の拡張を促進することが、好ましい保険会社の競争軸である。	保険業法4条2の三、5条三イ～ホ、保険業法66条の見直し、詳細な規制設定。	財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5044	50440004		慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	4	事業向け融資における個人保証の見直し	事業向け融資において個人に責任を負わせる保証制度の範囲を制限する		新規開業の促進と一度事業に失敗した起業家への再挑戦の道を開くことで国際競争力の原動力となる起業意欲の向上を図るため。流動資産、特に売掛債権や受取手形については、銀行は担保に取得しているケースが多い。それにも拘わらず、銀行が個人保証を徴求することは、2重に保金を図ることとなり、債務者にとって極めて不利な状況と言わざるを得ないため、そのような弱者(ベンチャービジネス)不利の状態は改善する必要がある。また、売掛債権、受取手形は、一般的には債権回収可能性は高いことから、2重保金の必要性はないものとする。従って、金繰り償還すべきである運転資金は、個人保証は徴求せず、収益償還すべき設備資金のみは、その保全性=債権回収性の難しさに鑑み、個人保証はやむを得ないものとする。	民法の保証規定に関する特別法の制定	法務省、経済産業省、金融庁	ベンチャー企業、中小零細企業は、販売先・仕入先とのパワーバランスが弱い立場にあるため、運転資本が肥大化する傾向にあり、その資金調達には企業活動の生命線である。一方で、流動資産である、現預金、売掛債権などは回収可能性が高く、銀行などは、それらを担保取得していることが多いことから、流動資産の範囲内においては、借入金に個人保証を徴求すべきではない。
5044	50440005		慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	5	銀行の自行株相対取引解禁(個人株主増強による銀行の資本増強)	証券会社経由の代理業ではなく、銀行が自行株を相対で一般顧客に増資申込及び取引が出来るように規制を緩和する		BIS規制関係で、公的資金注入など政府関与は銀行の自己改革を阻害する恐れがあると指摘されているが、銀行窓口で優先株を一般に売り出すことで、銀行は個人株主増強による資本増強が可能となる	証券取引法、金融機能強化法	金融庁、財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5045	50450001		日本パカンス振興会	1	年次有給休暇の付与条件と日数の変更	使用者が労働者に付与する年次有給休暇について、採用年度より継続した20労働日を与えるようにしてほしい。		労働基準法の適用される独立行政法人などでは採用初年度より年間20日間の休暇が付与されており、現状の労働基準法の規定と整合していない。	労働基準法第39条	厚生労働省	
5046	50460001		(株)イーライセンス	1	私的録音録画補償金の分配について	複数の民間事業者が著作権管理を実施している現在、著作権等管理事業者のうちの1者であるJASRACのみが私的録音補償金の分配を受けようという現行の制度(著作権等管理事業法制定以前に設けられたものである)では、JASRAC以外の他の著作権等管理事業者に権利管理を委託する権利者に対する差別的取扱ゆえに、JASRAC以外の著作権等管理事業者に管理を委託する著作権者等との関係において公平公正な分配が行われているとはいえない。現行制度のように、私的録音補償金がすべてJASRACにのみ分配される制度を維持するとしても、JASRACから、JASRAC以外の著作権等管理事業者に管理を委託している著作権者にも公平に分配されるようにすべく、他の著作権等管理業者等への公正な再分配ルールの整備が必要である。	弊社著作権委託契約者宛、私的録音保証金の分配。(別紙参照)	私的録音補償金は、私的録音に係る著作物に関し、著作権法第21条に規定する権利を有する権利者に分配されるべきである。  他の著作権等管理事業者への直接分配が実現するまでの間、JASRACを通じた私的録音補償金の分配を継続するとしても、現行のJASRACを通じた分配では、分配対象となる私的録音補償金のうち、JASRACへの委託者等に99%が分配され、非委託者に対しては1%しか分配されないこととなっており(JASRAC私的録音補償金分配規程第8条)。他の著作権等管理事業者に権利管理を委託している者は、ここにいう「非委託者」と解釈されるため、私的録音補償金の分配につき、JASRACに権利の管理を委託している者よりも著しく不利益を被るおそれがある。(別紙参照)  上記主旨申入に対する回答があまりにも、著作権者への公正さを欠いている。(別紙回答書参照)	著作権法 著作権管理事業法 SARAH私的録音補償金分配規程 (詳細別紙参照)	文化庁	(参考資料) SARAH申入書及び回答書 JASRAC申入書及び回答書

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5047	50470001		清水益博	1	市街化調整区域内の農用地除外地(白地)の農地転用を可能にする	白地については土地所有者自身が県知事宛に農地転用許可申請できる。又、4車線道路に接する土地に立地する業種及び立地上の制限を緩和する。	私としては転用可能になれば売却・事業の転換も用地として利用できて納税も可能になる。	私夫婦も高齢化と病院のため納税その他の負担ができないので白地については宅地として利用したい。農地転用ができるようにしてもらいたい。	私としてはまだ勉強不足です。浜松市としては独自に規制を設けて農地転用できない。役所の担当者が判断する。私の所は浜松駅に近距離にある。	農林水産省・国土交通省	私の所有する農地を承諾なしに浜松市農政課では除外地を農用地に変更したので交渉して元に戻した。何故か疑問は残る。
5048	50480001		社団法人 日本自動車工業会	1	週休2日制の場合のフレックスタイム制度の適用について	適用にならない日のみ、フレックスタイムの除外日を設定するなどが必要となり、労働時間管理の煩雑さが生じるだけでなく、そもそも、フレックスタイム制度を導入することの効果自体が薄れてしまうことから、通達の4つの要件を緩和することを要望する。	1ヶ月のフレックスタイム制度においては、清算期間における法定労働時間の総枠は「40時間×清算期間の暦日数÷7」により計算するものとされており、完全週休2日制で労働する場合でも、暦日数や休日数に差異があることにより、計算上法定労働時間の総枠を超えることがある。一方、完全週休2日制を実施し、4つの要件を満たす場合は、時間外労働として扱わなくても差し支えないと通達されている。	通達で、時間外労働として扱わなくても差し支えないとされている要件は、特定期間については実際の労働時間の和が、週法定時間(40時間)を超えるものではないなど、厳しいものとなっている。このため、実際問題としては、暦日数の多い月でフレックスタイムの除外日の設定などの対応が必要になってくる。	労働基準法第32条の3 労働基準法施行規則第12条の3 平成9年3月31日基発第228号	厚生労働省	・重点要望項目

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	50480002		社団法人 日本自動車工業会	2	2 有期労働契約に係る規制の緩和	働く側の立場からは、就業意識の多様化に対応するための選択肢の拡大が望まれ、企業側の立場からは、プロジェクトなど中長期的な観点での要員のニーズが高まってきており、双方のニーズに応えるためには、有期雇用契約期間制限の更なる緩和を要望する。また、制限の緩和により、新たな雇用の創出と、企業活動の活性化を図ることにもつながると考える。	期間の定めのある労働契約については、契約期間の上限を3年に制限されている。	働き方・雇用形態の多様化に充分対応できず、企業と労働者双方のニーズに応えられない。	労働基準法第14条	厚生労働省	
5048	50480003		社団法人 日本自動車工業会	3	3 労働者派遣法における派遣期間制限の見直し(製造業)	派遣は、製造業における生産量の変動に対応するための選択肢の一つとして、短期なものから中長期的なものまでを含めた、要員対応の手段として非常に有効なものである。また、雇用の多様化に対応していくという観点からも、「物の製造」業務だけ制限を設けるのではなく、早期に派遣期間制限を緩和することを要望する。	改正労働者派遣法で、製造業への派遣は可能になったが、経過措置として施行後3年間は派遣期間を1年としている。	製造業では、市場動向に伴う要員変動への対応として、短期のみならず中長期の派遣社員を活用するというニーズがあるが、それに対応できない。	労働者派遣法第40条の2	厚生労働省	・重点要望項目



「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	50480004		社団法人 日本自動車工業会	4	労働者派遣法における派遣期間制の見直し(通常派遣)	派遣は、業務量の変動に対応するための選択肢の一つとして、短期的なものから中長期的なものまでを含めた、要員対応の手段として非常に有効なものである。 また、就業形態の幅を広げ、雇用の多様化に対応していくという観点からも、派遣期間の規制を無くすことを要望する。	特定26業種以外については、3年を超える期間継続して労働者を派遣することは出来ない。	業務量の変化に対して、フレキシブルに対応出来ない。また、短期のみならず、中長期の派遣社員を活用するニーズに対応できない。	労働者派遣法第40条の2	厚生労働省	・重点要望項目
5048	50480005		社団法人 日本自動車工業会	5	単元未満株主の共益権	従来(単位株制度)と同様に、単元未満株主の共益権はないものとすべき。	平成13年6月の商法改正により、単位株制度が単元株制度に置き換えられたが、これに伴い単元未満株主にも共益権が付与されることとなった。	「単位株制度」の導入(昭和56年改正)時に、単元未満株主については、端株主と同様に共益権は付与されないものとされたが、これを置き換えたとする「単元株制度」において、単元未満株主にも共益権があるように変更しなければならない合理的な理由はない。	商法221条	法務省 民事局 参事官室	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	50480006		社団法人 日本自動車工業会	6	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	規制を撤廃すべき。	自己株式の取得については、平成13年10月1日施行の改正商法により、一定の財源規制の下で自由にできるものとされたが、「子会社による親会社株式保有規制」については、見直しが行われていない。	子会社による親会社株式の取得は、自己株式の取得と同一視でき、これを認めると自己株式取得の手段として利用されるとの考え方から禁止されていたものであり、従って、自己株式の取得が原則自由とされた以上、「子会社による親会社株式保有規制」が残っているのは不合理である。	商法第211条ノ2	法務省 民事局 参事官室	
5048	50480007		社団法人 日本自動車工業会	7	大規模会社の事業報告書の廃止	事業報告書は直ちに廃止すべきである。少なくとも有価証券報告書の既存の報告書の記載をもって代えることを認める等により企業の負担を軽減すべきである。	昨年独禁法が改正され一定以上の規模を有する会社(大規模会社)に対する一定額以上の株式保有制限(9条の2)が廃止されたが、一方で、毎年度ごとに自社及び子会社の事業報告書の提出が求められるようになった。	行政による事前規制から事後チェックによる弊害規制に移行する流れに逆行する。独禁法関連でも、大規模会社の株式保有制限(9条の2)は、規制内容を順次緩和したうえで廃止となり、合併等の企業結合の事前届出手続も要件が緩和される方向にある。この中で、本件の事業報告書を求める必要性には説得力がない。	独占禁止法第9条5項	公正取引委員会	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	50480008		社団法人 日本自動車工業会	8	高速道路料金の軽減化	商業車輛に対する高速道路料金の軽減を図ってもらいたい。	現状、商業車輛に対する特別料金の設定はない。	貨物自動車運送事業法及び貨物運送取扱事業法の改正により、運賃は自由化となったものの、実質的には以前から自由化状態にあり、運賃のデフレ化は進行の一途を辿っている。高速道路料金が車輛の高率稼働を著しく阻害している。又、現行料金は諸外国と比較し、驚異的に高い。	道路交通法	国土交通省	・重点要望項目
5048	50480009		社団法人 日本自動車工業会	9	二輪独自の高速道路通行料金設定	二輪車と四輪車とを車両占有面積や道路損傷度の面から比較し、その結果を反映した二輪独自の通行料金を設定されることを要望。	二輪車の高速道路通行料金は軽自動車と同額になっている。	四輪車と比較して、占有面積・道路損傷度の小さい二輪車が、高速道路通行料金の根拠である「車種区分」ならびに「車種間料金比較」に二輪車区分がないため、二輪車専用料金の設定がない。これは二輪車ユーザーに必要以上の経済的負担を強いている。	道路整備特別設置法施行令	国土交通省(道路公団)	・重点要望項目

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	50480010		社団法人 日本自動車工業会	10	自動二輪車の駐車場整備	駐車場法の対象に大型自動二輪車、普通自動二輪車を含ませていただきたい。	自動二輪車(50ccを超えるもの)を受け入れる駐車場が僅少である。	原動機付自転車(50cc以下)は、平成5年の自転車法の改正で自転車に原付自転車が含まれることになったため、自転車駐輪場への受け入れが可能になり、駐車スペースは徐々に増えつつある。しかし、自動二輪車(50ccを超えるもの)は、「自転車法」の対象外であるだけでなく、「駐車場法」からも除外されているため、自動二輪車の駐車可能な駐車場の設置及び改善が進まず、自動二輪車のユーザーの多くは、心ならずも路上駐車を余儀なくされるなど、その行動を阻害する要因となっている。	駐車場法	国土交通省 警察庁	・重点要望項目
5048	50480011		社団法人 日本自動車工業会	11	特殊車両通行許可申請における手数料設定の見直し	◇下記項目についての見直しを要望 ①許可期間の延長: 現行の最長1年からの期間延長 ②個別申請化: 現行の5経路1パックを、1経路単位での申請に変更 ③更新時の手数料低減: 現行は新規申請時と更新時の手数料が同額 ⇒ 通行経路数に関係なく、更新時は手数料を一律として頂きたい。	現行手数料は5経路を1パックとして、1~5経路=1,500円、6~10経路=3,000円と定められている。	更新(継続)申請も、新規と変わらない手数料である……手数料(工数)に応じた手数料になっていない。	・道路法第47条の2第二項 ・車両制限令第16条	国土交通省 自動車交通局、 道路局	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	50480012		社団法人 日本自動車工業会	12	特殊車両通行許可制度における長さの緩和	車両制限令第3条で定められている長さの制限値を「セミトレーラー」については連結長12mから17mに数値の見直しをお願いしたい。	セミトレーラーのうち、連結長が12mを超えるものについては、17mを限度として車両の長さに対する特殊車両通行許可の申請が必要である。	・車両の長さに関する制限値は、昭和36年にさだめられて以来改定されていない現状がある。 ・昨今の物流・道路事情に鑑みれば、12m超17m未満のセミトレーラーでの運行は、申請手続きを要するほどの「特殊」とはいえないと考える。	・道路法第47条第2項 ・車両制限令第3条	国土交通省	・重点要望項目
5048	50480013		社団法人 日本自動車工業会	13	廃掃法に基づく廃棄物焼却炉適用除外(シエル砂再生炉の除外)	シエル砂再生炉は資源の有効利用の観点から使用している施設であり、自社同一内敷地の工程内リサイクル利用施設については、廃掃法の廃棄物焼却炉の対象設備から除外できるよう、適用除外を設定していただきたい。	自社内に設置されたシエル砂再生炉は自社内の鑄物工程から発生するシエル中子の鑄物砂を再生利用することが目的の施設である。 廃掃法の廃棄物焼却炉該当施設を新設する場合には、構造基準の遵守が必須であるが、このシエル砂再生炉がシエル砂の中に結合材として1.5%混入しているレジン(フェノール樹脂)を焼却するという解釈から廃棄物焼却炉(廃プラ)扱いとなる。(平成12年に環境省からシエル砂再生炉が廃掃法上の廃棄物焼却炉に該当する旨、通達あり)	シエル砂の再生利用のためには炉内温度600℃(800℃は不可)でレジンを加熱・乾燥させる必要があるが、ダイオキシンの発生源である塩素はレジン中に含まれないために、2次燃焼器がない既存炉煙突でのダイオキシン濃度は小数点5桁オーダーで規制値に比べても限りなくゼロに近い値となっている。 廃棄物焼却炉扱いになるとの構造基準を遵守するために、機能上は必要のない2次燃焼器(800℃、2秒滞留)を燃焼室の後に新たに設置する必要がある。(平成12年に廃棄物焼却炉に該当するという判断がされる以前に設置された炉は県によって乾燥炉や焙煎炉の扱いとなっており2次燃焼器はない) 必要性がない2次燃焼器(なくてもダイオキシンが充分低い)を、構造基準遵守のために設置することになり、燃料増加(600℃⇒800℃)によるCO2増加等、むしろ大気環境を悪化させることになる。 また工場内設置の工程内リサイクル目的の炉であっても、アセスメント(法)や説明会(県条例)が必要となるため、スムーズな経済・生産活動に影響を及ぼしている。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2(許可の基準等)	環境省	・重点要望項目

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5049	50490001		特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期間までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可用件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5049	50490002		特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての支援や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可用件)「運送の対象者は、要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用者が困難な移動制約者であってあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5049	50490003		特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5049	50490004		特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5049	50490005		特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	私用車両「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国自旅第240号第4項運送協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	
5049	50490006		特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号との間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	



「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5049	50490007		特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係によると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなる懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5050	50500001		日本アフターファイブ振興会	1	時間外労働における賃金割増率の見直し制度の創設	時間外労働における賃金割増率の見直し制度を制定してほしい		時間外労働における賃金割増率は、労働基準法第37条第1項により「2割5分以上5割以下の範囲内で命令で定める。」と規定されているが、どのようにして割増率が決められ、命令が出されるのか、また、どのような場合にこの命令が見直されるのか、その基準を定めた規定・制度がない。	労働基準法第37条第1項	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5051	50510001		厚生年金基金連合会 理事長 多田 宏	1	生命保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	<p>・特別勘定という商品については、経理上、一般勘定商品とは明確に区分され、また、特別勘定の運用リスクは投資家が全て負うことになっており、保証利率のある一般勘定商品とは商品特性が全く異なっている。このように特別勘定が生命保険会社の経営破綻の要因になる得るか否かという点で一般勘定とは全く異なっているにも拘わらず、過去の生保会社経営破綻においては、一般勘定と全く同様の補償率が適用されているなどの不合理がみられる。このため特別勘定に係る保険関係請求権への特別先取特権の付与等について検討されたい。</p>		<p>・生命保険会社が経営破綻した場合、運用リスクを生命保険会社が負うことにより経営破綻の要因になり得る「一般勘定」と、運用リスクを契約者自身が負うことにより経営破綻の要因にはなり得ない「特別勘定」とが、同等に取り扱われることについては、契約者保護および契約者間の公平性確保の観点からみても、不公平極まりないため。</p> <p>・また、企業年金においては、生保特別勘定に保全措置がないことから、この面においては、競合する信託銀行、投資顧問会社と比較して明らかに劣後する商品となっているため。</p>	保険業法第97条 同法第118条	金融庁	
5052	50520001		上野憲正(個人)	1	交通規制改革	<p>最高速度規制の権限を、国から地方公安委員会(都道府県)へ委譲し、最高速度を地方の道路の整備状況、交通量、積雪や凍結など季節によって変わる道路状況等に応じて設定できるようにする。</p>		<p>自動車の性能が向上し、道路事情が格段に良くなったにもかかわらず最高速度を全国一律に低く(高速国道100km、それ以外の道路60km)抑えることによって ①物流コストをいらずに引き上げていること②大多数の車両が最高速度規制を守らない状況では、最高速度規制を遵守する車両は、かえって円滑な交通を攪乱させ、事故を発生させる誘引になっていること③国民の間に最高速度規制を守る意識を薄れさせ、国民の順法精神を損い、かえって行政に対する信頼感を失わせていることなどの理由から要望します。</p>	道路交通法第22条第1項、 同法施行令第11条、第27条第1項	警察庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5054	50530001		ソネット株式会社	1	NTTの光ファイバーサービスの更なる向上により政府目標の全国3000万加入のブロードバンド化が益々促進されるよう、NTTの光ファイバーの利用の仕方をLine Sharing(共同利用)方式により、電話局間の光ファイバーが売り切れの場合、複数の利用者が用いることができるようにする。	NTTの開示する局間中継光ファイバー情報で、光ファイバーが売り切れであることを表示する「D」という表示があれば、この区間は、欲しい人が居てもまったく利用できない。何時利用できるよう増設されるかも判らない。このような売り切れ区間について、NTTの利用分を含めて光ファイバーを使っている利用者間で1本の光ファイバーを複数利用できるよう、(関連する法律があればその法律を改正し、)NTTは利用したい人が光ファイバーを利用したい旨、申し入れがあれば、必ず利用できるようにしなければならないよう責務を負ってもらう。	利用したい事業者がNTTに接続申込をした場合、NTTは全ての申込を受け付ける。申込を受けた局間中継光ファイバー線が「D」の状況の場合、利用回線速度の遅いものがあれば、その光ファイバー回線を共同利用するよう利用者に通知をする。これはNTT自体が利用する回線も差別無くその利用対象とする。必要な光ファイバの回線装置は幾つかの装置をNTTが提示して、光ファイバー利用者選択しその機材を利用者又はNTTがサービスする。NTTは回線共用利用料金を別途定め、更なる収益が得られるようにする。従来の利用者が例えば100メガで利用している場合、その利用者は10倍までの速度を新しい利用者に対して保証請求ができる。128kbpsで利用している事業者が居れば1.2メガの速度を新たな利用者は保証する。必要機材はNTTが提供して一般的な商業ベースの取引として保守サービスをNTTが実施する。	NTTは現在日本全国で電話局の間を接続する局間中継光ファイバーを開放しています。このお陰で日本のブロードバンド化は急速に進んで来ました。この光ファイバーを用いることにより多くのブロードバンド事業者は多大な便宜を得て、日本は世界的なIT先進国の仲間入りすることが出来ました。利用の仕方は電話局間を複数に亘り接続して必要な箇所(例えばインターネット接続箇所)へ接続する。しかし、現状の光ファイバーの提供を見る限りまったくサービスは不十分です。サービス提供状況で「D」の文字の付いた区間は売り切れであることを示しています。この「D」の状態に対して、利用者はいつまで接続してくれ、などの意見を言うことも出来ないのです。またNTTは聞く必要もない。NTTの光ファイバー戦略によって増設があったり、放って置かれる状態が続く。「D」の区間が増えると接続したい箇所があっても不可能で、利用者にはまったく役に立たない光ファイバーになってしまう。このような状況は日本のブロードバンドの進展を遅らせるものに他ならない、国家的損失です。IT化を国として推進する政府の方針に逆行するものです。NTTの株式を保有する株主として総務省はしかるべき改善を図るべきであると思います。いつでもどこでも利用できる光ファイバー網は現在の光技術では容易に構築できるのです。是非IT化を進める国の政策の観点からも光ファイバー回線の共同利用をできるようにNTTは義務を責任を負うべきです。		総務省	
5054	50540001		東京商工会議所	1	改正高年齢者雇用安定法に関する取り扱い	中小企業は制度導入後5年間、大企業は3年間の経過措置期間が盛り込まれているが、経過措置期間終了後は、企業の実情について改めて調査し慎重に対応する。		企業にとっては総人件費の上昇につながる懸念も大きく、積極的に取り組む状況にない。また若年雇用が依然として深刻であり、高齢者の雇用延長が法制化された場合、結果として若年の採用がさらに抑制されるなど、企業の人員構成に影響を与えることが懸念されるため。	高年齢者雇用安定法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	50540002		東京商工会議所	2	若年者の就労教育	在学中からライフプラン(生涯設計・生き方)やキャリアプランの描き方を教育するシステムの導入		中小企業においては基幹的な戦力となり得る若年労働者の確保が困難になっているため。		文部科学省 厚生労働省	
5054	50540003		東京商工会議所	3	若年者の就労教育	日本版デュアルシステムは、 ①OJT中に学生へ支払われる賃金は最低賃金の適用除外とする。 ②企業負担をほぼ解消するレベルの助成金を設置する		①②日本版デュアルシステムは、若年雇用の促進に対して一定の役割を果たすものと考えられるが、企業負担が重くなれば受入企業数が伸びずその成果は期待できないため。		厚生労働省 経済産業省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	50540004		東京商工会議所	4	外国人労働者の受入体制	不熟練・単純労働分野に従事する外国人労働者の受入については「労働許可制」により管理を徹底するなど、具体的な検討を進める。		中長期的に見てわが国の人口は確実に減少すると推計されており、将来の労働力不足は避けられない。また、国内労働力の掘り起こしや有効活用にも関わらず人手が不足する分野が存在するため。		厚生労働省 法務省	
5054	50540005		東京商工会議所	5	外国人労働者の受入体制	専門的・技術的外国人労働者に関しては、資格要件の緩和や手続きの簡素化など引き続き一層の拡充が必要		中長期的に見てわが国の人口は確実に減少すると推計されており、将来の労働力不足は避けられないため。		厚生労働省 法務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	50540006		東京商工会議所	6	雇用保険三事業の見直しと保険料引下げの検討	情報をわかりやすく開示したうえで一層の助成金の整理統合を進め、保険料を引下げるべきである。また、財源は全額事業主負担となっているがその在り方についても検討を進める。		保険料の使途に関しては依然事業主にとって不明な点が多く、事業主負担を軽減する必要があるため。		厚生労働省	
5054	50540007		東京商工会議所	7	確定拠出年金制度の見直し	①拠出限度額の引上げ ②マッチング拠出の導入 ③特別法人税の撤廃		①②③公的年金の給付額が将来的には削減されるため、老後の生活を補完する観点から制度構築すべき。	年金制度改革関連法	厚生労働省 経済産業省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	50540008		東京商工会議所	8	退職金制度の見直し	2012年(平成24年)3月末に廃止が決まっている税制適格年金制度(以下適年)の移管先に、制限のない特定退職金共済制度を認める。		中小企業が年金・退職金制度を維持するためには多様な選択肢が必要。移管先の一つである中小企業退職金共済制度は、加入できる企業規模に制限があるため不十分である。		厚生労働省 経済産業省	
5054	50540009		東京商工会議所	9	裁量労働制の更なる規制緩和	①労働基準監督署への諸届の緩和。 ②労使委員会の設置の廃止。 ③対象業務は使用者が個人の裁量に委ねることが可能と判断する業務に関して対象に加える。		①②労使委員会の立上げや労働基準監督署への諸届など導入時の手間や制約が多いため。 ③現行の業務制限では対象者の特定がしにくいため。	労働基準法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	50540010		東京商工会議所	10	裁量労働制の更なる規制緩和	労働時間規制を管理監督者と同様、適用除外とする。		裁量労働制の効果を最大限に発揮するため	労働基準法	厚生労働省	
5054	50540011		東京商工会議所	11	企業の実情に配慮した解雇無効時の「金銭賠償方式」の検討	「金銭賠償方式」は導入を改めて検討すべきである。但し、その際の解決金については一律に設定するのではなく、企業の実情に応じて労使の合意に委ねるべき		労使紛争の解決は相当の時間がかかる上、労働委員会は実態として調停機能がなく、解雇無効となった場合は職場復帰しか方策がないなど、問題は残されたままとなっている。現実には職場復帰するケースは少なく、大半は金銭によって退職している実態を考慮すれば、紛争解決の選択肢を広げるという観点から改めて「金銭賠償方式」を検討すべき	労働基準法	厚生労働省	



「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	50540012		東京商工会議所	12	今後の労働安全衛生の在り方について	事業所の分散や企業の分社化が進むことにより事業所ごとに適用される現在の制度が負担となる一方、独自に安全衛生対策を講じてきた中小企業にとっても一律な制度が多大な負荷をもたらしている。労働安全衛生の在り方については企業の現状に配慮する方向で検討を始めるべき		労働安全衛生法は、そもそも戦後の製造業における安全と衛生の確保を目的として整備され、高度成長期における重厚長大産業の健全な発展にその役割を果たしてきたが、現在の第3次産業中心の中では機能しにくくなっているため	労働安全衛生法	厚生労働省	
5054	50540013		東京商工会議所	13	労働者派遣法の更なる規制緩和	①派遣期間や禁止業務を撤廃 ②特定行為の解禁		①派遣労働市場の成長により雇用の拡大を図るため。 ②労使双方にとって解禁の意義があるため。	労働者派遣法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5054	50540014		東京商工会議所	14	労働者の利便性に立脚した保育行政	認証保育所設置拡大		少子化への歯止めは将来の日本経済の成長を支える上での大きな課題である。現在、働きながら育児を行う女性に対する支援は、育児休暇取得など企業負担によるところが大きい。「ゼロ歳児保育」や「深夜(延長)保育」など労働者の利便性に立脚した保育行政が必要。		厚生労働省	
5055	50550001		川崎市	1	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されています。 現在、川崎市が実施している重度障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度及び小児医療費助成制度(以下「医療費助成制度」という。)の審査支払業務は、対象外とされているため、告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望します。	医療費助成制度の審査支払業務を、社会保険診療報酬支払基金に委託する。 現在、社会保険分については、保険分はレセプトで社会保険診療報酬支払基金に、医療費助成分は国民健康保険団体連合会に審査支払業務を委託し医療機関が請求を行なっている。 この請求方法を、医療費助成分は診療報酬支払基金に請求することにより、医療機関の請求事務負担軽減や過払い、高額療養費精算事務の簡素化が図れる。	医療費助成制度の審査支払業務を社会保険診療報酬支払基金に委託することにより、医療費助成制度における下記の問題点を解消することができる。 ① 医療機関は、社会保険分のレセプト作成以外に医療費助成分の請求書作成が必要であり、事務負担となっている。 ② レセプトの審査減点や資格過誤があっても、医療費助成分がレセプトと連動できず、公費の過払いが発生している。 ③ 高額療養費については、実施主体が一旦全額を医療費助成した後、保険者や助成対象者本人・被保険者と連絡調整し高額療養費の精算をしており、事務処理が煩雑化している。	社会保険診療報酬支払基金法第13条及び同条第3条の規定による告示及び局長通知	厚生労働省	① 告示に伴う厚生省保険局長通知 ② 13大都市心身障害者医療費助成主管課長会議による要請文 ③ 川崎市の医療費助成制度支払事務の流れ(社保分) ④ 川崎市平成15年度医療費助成の状況

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5056	50560001		社団法人第二地方銀行協会	1	電磁的方法による決算公告の許容	銀行も電磁的方法による決算公告が可能になるよう、銀行法上の手当てを行う。		インターネットの普及により、商法が改正されたことに鑑みれば、銀行だけ制約を設ける理由はないと考える。	銀行法第20条、第57条	金融庁	
5056	50560002		社団法人第二地方銀行協会	2	信託代理店の取扱禁止業務の撤廃	信託代理店の取扱業務に不動産媒介業務や遺言執行業務を認める。		信託代理店において、不動産媒介業務や遺言執行業務を取扱うことができれば、従来以上にお客様とのリレーションシップが深まり、地域において総合的な信託商品を提供することが可能となる。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条の2 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第2条の2、第7条の2の2第2項	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5057	50570001		社団法人 全国信販協会	1	特定持分信託利用促進のための信託法58条の見直し	<p>バンククラブシーリモートのSPCを創設するための手段としては、ケイマンSPC、中間法人、資産流動化法に定められる特定持分信託(日本版ケイマン)の利用が考えられる。このうち、法的、税務的に最も安定している制度は特定持分信託であるが、実行例は現状2、3件程度である。これは、信託法58条(受益者が1人の場合には信託を解除できる旨を定めている)が、特定持分信託の効果を損なわしめる可能性があると思われる。資産流動化法の特定持分信託に関して信託法58条の適用がない旨明確にしていきたい。</p>		債権流動化市場の更なる発展のため。	信託法58条	法務省民事局 商事課	
5057	50570002		社団法人 全国信販協会	3	サービサー法の特定金銭債権の範囲の拡大	<p>① サービサーへの取扱債権が大幅に拡大され、不良債権処理の体制整備、流動化市場の拡大のため、取扱債権の対象範囲の大幅な拡大をしていただきたい。 ② 貸金債権における利息制限法による引直し再計算の範囲の見直し:ノンバンクの有する利息制限法を超える貸金債権は、特定金銭債権であるが、現状、貸金業規制法43条の適用の有無に拘らず、当初からの利息制限法許容利率での引き直し再計算とその記録がなければ取扱が禁止されている点の見直しを検討していただきたい。</p>		<p>弁護士法72条、73条の特例たる債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)は、日本経済再生のための金融機関の持つ不良債権の早期処理のためという目的から、債権の回収受託、譲受できる金銭債権の範囲が限定されている。クレジット業界が保有する債権の大部分をサービサーが取扱可能となったものの、クレジットカードキャッシング債権については、クレジット会社からサービサーへの当該債権のアウトソーシングが未だ進んでいない状況にある。また、一般の売掛債権や公共料金、税金等も取扱債権となっていない(集金代行業務の兼業承認により支払案内義務はできるものの、活動範囲はかなり限定されている)ため、サービサーの活動範囲が広がらない要因となっている。</p>	債権管理回収業に関する特別措置法2条、施行規則15条関係	法務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5057	50570002		社団法人 全国信販協会	2	CP発行に係る印紙税の租税特別措置の延長	CP発行に係る印紙税は、租税特別措置法上5,000円となっているが、適用期間は平成17年3月までとなっている。その後、「紙」ベースのCPを発行する場合には、約束手形の印紙税テーブルに準じて印紙税を納付する必要がある。印紙税を支払いたくない場合には、電子CPへ移行しなければならない。租税特別措置の延長をしていただきたい。		コスト削減のため、電子CPへ移行を準備中であるため、準備期間の延長	租税特別措置法		
5058	50580001		コープ低公害車開発 株式会社	1	LPガス自動車における燃料容器・附属品のUN-ECE自動車基準67号との整合化・相互認証化	1. LPガス自動車の燃料容器・附属品のUN-ECE基準67号(LPG車の構造)への整合 2. UN-ECE基準67号適合の燃料容器・附属品の国内検査の省略 3. 日本におけるUN-ECE基準67号の検査認証機関を高圧ガス保安協会を指定 .....現在の法体系では国際基準として国連欧州経済委員会自動車部会(1958年協定)と整合せず、日本へこうした部品や、それらを組み込んだ完成自動車の輸入は事実上不可能である。世界中でこの基準を満たした製品の輸入や走行は、大半の国で相互認証又はみなし認証されているが、日本だけは、いずれも認められていない。このため、ユーザーは選択する権利を失うと共に、日本からのLPガス自動車輸出も困難となり、国際競争力の低下も懸念される。本要望は燃料容器・附属品について、UN-ECE自動車基準との整合を要望し、法令の改正を求めるものである。	・UN-ECE基準67号に適合した部品を使用したLPガス自動車の販売、改造 ・UN-ECE基準67号に整合した部品を使用した海外LPガス自動車の国内販売 ・海外向けにUN-ECE基準67号に適合したLPガス自動車の輸出 市場規模 約40億円規模	現状のLPガス自動車では「燃料タンク・バルブ等」と「自動車本体」が、それぞれ高圧ガス保安法と道路運送車両の保安基準の2つで規制されている。ところが、高圧ガス保安法では、自動車の国際基準として日本も批准しているUN-ECE基準67号の適合品は、部品単体、車両組み込みの完成車状態でも、国内で再度検査を求められ、事実上輸入が不可能になっている。また、日本で容器検査のために車両からおろすと、国土交通省の型式認定制度を取得できない。世界各国で「自動車分野の国際基準」としてECE基準又はグローバル協定として相互認証又は認証品の受入(国内検査の省略)が行われており、約830万台のLPガス自動車が走行している。高圧ガス保安法において「UN-ECE基準67号との整合」が行われ、国際基準と整合化が行われる事で、海外で大規模流通している(約830万台)部品を使用することでLPガス自動車のコストダウンによる消費者メリット、国内自動車メーカーのLPガス自動車の輸出可能性が出てくる。また、現状日本の部品メーカーは、UN-ECE基準67号認証を受ける為に欧州まで行き認証を受けているが、この部品は日本国内で使用ができないという矛盾を抱えており、経済的な損失は極めて大きく、日本においても燃料容器・附属品部分については、現状の高圧ガス保安協会等を認証機関とすることで国外における競争力強化となるため整合性を求めるものである。尚、本件に関して平成11年に当社からも内閣府OTO室を通じて要望をしたが、状況は変化していない。	・高圧ガス保安法 容器保安規則 第7条・17条(昭和41年通商産業省令第50号) ・道路運送車両法 75条(平成26年法律第185号) ・道路運送車両の保安基準 第17条(昭和26年運輸省令第67号)	原子力・安全保安院 保安課 国土交通省 自動車交通局 技術安全部技術企画課	参考資料 ・平成11年旧通産省規制緩和要望事項 ・平成11年旧経済企画庁(現内閣府)OTO申し立て内容 ・駐日欧州委員会代表部 要望事項 ・UN-ECE基準とは

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5058	50580002		コープ低公害車開発 株式会社	2	LPガス自動車における燃料容器・附属品の検査方法の変更	LPガス自動車において、燃料タンクとしての容器・附属品の検査周期は6年であり、車検期間に整合せずかつ検査時には燃料容器を取外し、耐圧検査とバルブを交換し再検査する。しかし、諸外国では15年の使用期限に基づき車検時に車載したまま検査している。日本においてはLPガス(2~8気圧)より更に高圧(200気圧)CNG車において容器検査は、車両搭載のまま車検時に合わせて分解検査がない。LPガス自動車についても、CNG車と同様に15年の容器期限と再検査方法の変更を求める。	自治体の清掃車・生協・一般運送業で使用されるLPガス燃料のトラック(約2.5万台)、業務用LPガス乗用車等(約24万台)の検査費用軽減(約5~8万円)、検査方法変更による需要の拡大	トラック・乗用車等で同等の使用条件のLPガス自動車とCNG自動車での検査条件が異なる事はユーザーにとり不便である。本来は同等の点検整備条件にて、双方の利点を生かしつつ低公害化を図るべきであるが、200気圧という高圧ガスを使用するCNG車が、車両搭載のまま分解整備を要せず検査でき、2気圧程度の低圧なLPガスを使用する自動車が、車両から下ろし分解検査が必要な明確な理由がない。過去に平成9年に要望をしたが、検査方法は変更されず、検査期間が4年から6年に延長されたのみで、車検整合や点検方法の変更はされなかった。	・高圧ガス保安法 容器保安規則 第7条・17条・第24条第1項第6号(昭和41年通商産業省令第50号)	原子力・安全保安院 保安課	平成8年1月の高圧ガス及び火薬類保安審議会管申において、「容器再検査及び附属品検査に係る検査周期については、高圧ガス容器等の品質の向上にかんがみ、今後、技術的な実証その他の検討を行った上で、延長の方向で見直すべきである。」旨の指摘を受け、所管省においては、問題提起を受け、現在、関係事業者等を含めた委員会において、検査周期等の見直しも含めた容器再検査全体の今後の在り方を検討、平成9年度中に結果を出すべく取り組むこととしたが、自動車用については検査期間の2年延長のみとなった。
5059	50590001		千葉県千葉市	1	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されている。現在市が実施している乳幼児医療費助成制度の審査支払業務は、対象外とされているため告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望する。なお、母子家庭等医療費助成制度と心身障害者(児)医療費助成制度については、現在償還払い方式で実施しているが、今後現物給付化した際には、乳幼児医療費助成制度同様に要望する。	乳幼児医療費助成制度の審査支払業務は、社会保険診療報酬支払基金に委託する。現在社会保険分については、保険分はレセプトで社会保険診療報酬支払基金に請求する。医療費助成分は国民健康保険団体連合会を経由し請求している。	乳幼児医療費助成制度の審査支払業務を社会保険診療報酬支払基金に委託することにより、各医療費助成制度における実施主体は下記の問題点を解消する。 ①医療機関は、社会保険分のレセプト作成以外に医療費助成分の請求書作成があり、事務処理が二重の手間の負担になっている。 ②レセプトの査定減などがあっても、医療費助成成分がレセプトと連動できず、公費の過払いが発生している。	社会保険診療報酬支払基金法第13条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知	厚生労働省	①告示に伴う厚生省保険局長通知文 ②13大都市心身障害者医療費助成主管課長会による要請文

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5060	50600001		土地家屋調査士大保木正博	1	不動産登記法罰則規定の適正運用	不動産登記法第80条第1項を初めとして土地の表示に関する登記のうち報告的登記については、その事象が生じた時から1ヶ月以内に不動産の表示に関する登記を行わなければならないと強制規定がされている。さらに同第159条ノ2において、その登記を申請すべき義務ある者がこれを怠ったときには10万円以下の過料に処すとの罰則規定もある。しかしながらこの罰則規定が適用されたことは今だかつて1件もない。この規定の適正な運用を要望する。	こうした不動産の表示に関する変更事象を最も知りうるのは表示の登記を執行する表示の登記官である。表示の登記官に裁判所への報告義務がないことも、罰則規定が適用されていない大きな原因といえる。表示の登記官に裁判所への報告義務を与えることにより適正運用がなされる。	権利の客体である不動産の現況を公示する表示に関する登記は、国家基盤を支える極めて重要な使命を担っている。そのため、不動産登記法の表示に関する登記のうち、報告的登記については唯一強制規定として、1ヶ月以内に登記を申請することとされています。しかしながら、この運用が守られておらず、登記事項と現況事項が相違する不動産が多く存在している。またこの登記義務を怠った場合には罰則規定もあるがいまだかつて適用された事例は1件もない。このことは不動産取引、金融取引、固定資産課税行政において、取引の際大いなる支障と負担となっている。表示の登記官にこうした登記が為されていない不動産について裁判所への報告義務を与えることにより適正運用ができるため提案する	不動産登記法159条ノ2	法務省	
5061	50610001		荒川区	1	カジノの立地に関する規制の緩和のための規制緩和の実施または特別法の制定	外国人旅行者向けのカジノの誘致のための規制緩和の実施または特別法の制定	平成22年度の成田新高速鉄道の開業を見据え、主要駅となり得る日暮里駅周辺の活性化を目指して、ホテルと一体となったカジノの誘致を行う。	世界100カ国以上で愛されているカジノを設置することにより、多数の外国人観光客が訪れ、観光拠点としての地域のポテンシャルが向上する。これにより、地域振興・地域再生を促進することが可能となる。 観光拠点としての地位を確立することにより、観光産業関連企業等の進出が見込まれ、地域産業の活性化につながる。 カジノは純粋な人的サービスであるため、他の産業に比べて雇用効果が高く、地域の雇用促進につながる。	刑法第185条、186条及び187条	警察庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5061	50610002		荒川区	2	市町村に対する宝くじ販売の許可	宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。  この販売許可を市町村が地域に応じた事業推進のために発売する宝くじに対して認める。  賞金額については、自治体規模により限度額を設ける。	当区における子育て支援対策(少子化対策)、健康推進(高齢者対策)、環境対策、観光振興(国際交流及び地域経済の活性化)のための基金原資を確保するため、それぞれの名目で年4回、区民に対して宝くじの販売を実施する。	地方自治体独自の財源確保策としては、法定外目的税や住民参加型ミニ公募債などがある。  それぞれ一定程度の効果をあげているが、法定外目的税は住民等にとって「税」という負担感が強く、ミニ公募債は後年、償還しなければならないため、財源確保の決定打とはならない。  一方、宝くじの発売は、購入側にとってもエンターテインメント性があるために参加しやすく、また、発行側にとっても後年度の償還という負担が生じないため、有効な財源確保策となりえる。	地方財政法第32条 当せん金付証票法第4条	総務省	
5062	50620001		化成品工業協会	1	化審法において全ての構成モノマーが登録されているポリマーは登録免除とする改正	化審法におけるポリマーの取扱いについては、一般の化学物質と同様にポリマーごとに登録することになっていますが、欧州(EINECS)や米国(TSCA)の制度と同様に、当該ポリマーの構成モノマーが既に登録されていれば、新たな登録が必要でなくなるように改正していただきたい	ポリマーは単一モノマーから成るものと複数のモノマーの組み合わせで構成されているものがあり、種類は後者が圧倒的に多数である。したがって、化審法では若干の組成の違いでも別のポリマーとして登録する必要があり、類似ポリマーの登録数が不必要に多くなって、事業者のみならず規制側である国にも過大な負担をかけている。化審法が欧米制度のように改正されれば、この負担が大幅に軽減される。	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(平成16年3月25日 薬食発第0325001号、平成16・03・19第3号 環保企発第040325001)	経済産業省 厚生労働省 環境省		



「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5062	50620002		化成品工業協会	2	化学物質の試験方法の国際統一と試験結果の相互認証の促進	化学物質の試験項目・試験方法の国際的な共通化および試験結果の世界的な相互認証を促進していただきたい		産業のグローバル化に伴って、1つの新規化学物質を上市する国数が増加し、それにかかる費用と時間も非常に増大しています。試験項目と規制にかかる判定基準は各国の国情によって設定されるべき部分が多いと考えられるが、試験方法と試験結果(データ)は国際的に共通化・相互認証できる項目であり、産業のグローバル化に対応して促進されるべきである	化審法	経済産業省 厚生労働省 環境省	
5063	50630001		石油連盟	1	「代エネ法」の廃止および「新エネ法」の見直し	「代エネ法」を廃止し、併せて「新エネ法」における新たな利用形態として、石油コージェネ、残渣IGCCなどの石油の有効利用形態も新たに対象に加えていただきたい。		二度の石油危機を経て制定された「代エネ法」や、これを準用する「新エネ法」は、「石油」という理由だけで入口段階から使用を制限する規制であり、石油の有効利用の妨げとなっている。今後は、石油、天然ガス、石炭など各エネルギーの特性を最大限活用できるよう、入口段階ではなく、出口(最終消費)段階で効率性、環境特性を評価できる枠組みに見直すことが、現在のわが国のエネルギー政策、即ち3つのE(安定供給の確保、環境への適合、市場原理の活用)の同時達成を目指すことに合致している。	「代エネ法(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律)」 「新エネ法(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法)」	経済産業省	総合資源エネルギー調査会第9回需給部会(平成16年6月16日)の資料1「委員から事務局に寄せられた意見」P31以下に本要望の背景となる考え方が、資料3「2030年のエネルギー需給展望(中間とりまとめ原案)」P181～2に石油代替エネルギー政策のあり方について再検討すべき、あるいは新エネルギーの定義について、その概念を再検討すべきであるとの考え方が示されている。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5063	50630002		石油連盟	2	高圧ガス保安法における高圧ガス設備の保安検査方法の見直し	高圧ガス保安設備(精製設備)に関する保安検査方法の自主基準化を認めていただきたい。	①運転中に緊急遮断弁の作動試験を行うこと→安全上問題(高速道路を走りながら急ブレーキをかけるようなもの。)②開放検査の際、目視による検査とあわせて非破壊検査を行うこと→目視で明らかであるにもかかわらず非破壊検査を行う意義が不明。③設備、配管の肉厚検査を毎年行うこと→傾向管理を行い法定肉厚にいたる時期は推定できているにもかかわらず検査を行う意義が不明。	高圧ガス保安設備の検査方法は、政令等で詳細に定められているが、技術の発達や設備の高度化に対応しきれていない。むしろ、自主基準化することにより、使用環境や検査実績に即した現実的な保安検査が期待できる。	高圧ガス保安法	経済産業省	
5063	50630003		石油連盟	3	SS(給油所)に併設する作業場面積に係る規制の見直し	SS(給油所)に車両整備工場を併設する場合、道路運送車両法により、作業場面積は「53㎡以上」とすることが定められている。しかしながら、建築基準法により第1種ならびに第2種住居地域における整備工場は、「50㎡以下」にするよう定められており、同地域では、僅か「3㎡」の差異で車両整備工場を併設したSSを展開することができない。したがって、道路運送車両法上の作業場面積基準を「53㎡以上」から「50㎡以上」に引き下げていただきたい。	車検期間の延長等により、自動車ユーザーの車両メンテナンスに対する自己管理意識が高まるなかで、約50,000ヶ所に及ぶ全国のSSネットワークを活用し、車両整備工場をSSに併設することは、消費者の利便性向上に大きく貢献するため、第1種、第2種住居地域においても、こうした高付加価値型SSを設けられるようにしていただきたい。	道路運送車両法57条	国土交通省	説明資料【SS(給油所)に併設する作業場面積に係る規制の見直し要望】	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5064	50640001		株式会社東京リーガルマインド	1	一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学についての建築基準法の緩和	一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学を、建築基準法第2条第2号に定める特殊建築物から除外し、建築基準法第28条、建築基準法施行令第114条第2項の規定する学校からも当該大学を除外すること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	<p>現行の建築基準法は、大学を一律「特殊建築物」とし、加重な建築基準を定めている。このため、一連の規制緩和により、ビジネス街のオフィスビルにテナントを借りて大学を設置するという新しい教育形態の試みが認められたにも関わらず、実際にそれを行うにはオフィスビルで大規模かつ無駄な修繕工事を施さなければならなくなっている。しかし、オフィスビルで小規模クラスの授業を実施する場合、その用法は会社の業務を行うのと殆ど異ならず、「大学」であるという一事のみで、加重な建築基準が課されることは実態に即さない過剰な規制といわざるをえない。前回の提案に対する国土交通省の回答では、なぜ同じ建物が会社の業務に利用されるか、大学の授業に利用されるかによって、建築基準を異にしなければならないのか、合理的かつ具体的な理由が何ら示されていないため、再度提案を行った。</p>	建築基準法第2条第2号、同28条、同法施行令第114条2項、同法6条、同法27条別表1・同施行令第115の3条、同法48条、同法28条2項、同法施行令第20条2項口、同法28条	国土交通省	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書
5064	50640002		株式会社東京リーガルマインド	2	一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学についての消防法の緩和	消防法施行令別表第一(七)の規定を「大学(一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学を除く)」とし、消防法施行令別表第一(十五)の規定を「その他の事業場(一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学を含む)」と改正すること。	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	<p>現行の消防法は、一律「大学」に対して加重な消防用設備等の設置を義務付けている。このため、一連の規制緩和により、ビジネス街のオフィスビルにテナントを借りて大学を設置するという新しい教育形態の試みが認められたにも関わらず、実際にはそれを実施に移すことが困難となっている。しかし、オフィスビルで小規模クラスの授業を実施する場合、その用法は会社の業務を行うのと殆ど異ならず、「大学」であるという一事のみで、一般の事業場よりも加重な消防用設備等の設置が義務付けられることは、実態に即さない過剰な規制といわざるをえない。前回の提案に対する総務省の回答では、なぜ同じ建物が会社の業務に利用されるか、大学の授業に利用されるかによって、消防用設備等基準を異にしなければならないのか、具体的な理由が何ら示されていないため、再度提案を行った。</p>	消防法第17条1項、消防法施行令第11条、21条1項4号、22条1項4号、25条1項3号、別表第一(七)(十五)	総務省	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5064	50640003		株式会社東京リーガルマインド	3	現行の大学設置・学校法人審議会による教員審査制度の廃止	大学設置・学校法人審議会による教員審査制度を廃止すること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	大学の教員資格については、大学開設から完成年度(通常4年)までは、大学設置・学校法人審議会が審査することになっている。しかし同審議会の教員審査は、大学における講師歴や一定数の学術論文等形式的な基準が重視される上、審議も全くの密室で行われている。これでは、大学が消費者である学生等の声に迅速・的確に対応し、教員を配置することができない。大学の教員は大学における教育サービスの内容を構成するものであり、消費者の声を最も反映させるべきものである。そこで、現行の教員資格審査制度を廃止し、教員の質的担保は継続的客観的な第三者評価制度に委ねることを提案する。	学校教育法第60条の2、大学設置・学校法人審議会令第5条2項、大学設置基準14条、	文部科学省	添付資料: 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書
5064	50640004		株式会社東京リーガルマインド	4	大学設置基準の緩和	大学設置基準第13条及び別表第一の専任教員数の要件を、大学通信教育設置基準第9条及び別表第一の専任教員数の要件に統一すること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	大学設置基準13条および別表第一は、大学における収容定員に応じて最低必要な専任教員数を定めている。しかし、右基準は、一人の教員が一つの教室で限られた学生を相手に講義を行う従来型の大学教育を想定したものであり、高度な情報通信技術を用いた新しい大学教育においては、それだけの専任教員は不要である。そこで、大学設置基準13条及び別表第一の必要専任教員数の要件を、大学通信教育設置基準第9条及び別表第一の専任教員数の要件に統一することを提案する。	大学設置基準第13条・別表第一、大学通信教育設置基準第9条・別表第一	文部科学省	添付資料: 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書